

# 「レイベリング論」から「相互作用論」へ(1):

## レイベリング論の自己増幅過程

南 保輔

### まえがき

本論は、東京大学大学院社会学研究科社会心理学専門課程の修士論文として、1983年度に提出したものである。今回、表記関係の最小限の変更に留めて、ここに発表することにした。全体で5章構成だが（以下の目次参照）、本号には2章まで掲載する。文献リストは次回に一括して掲載する予定である。それまでは暫定的に南の個人サイト（<http://weblab.seijo.ac.jp/yminami/site04.html>）にpdfファイルで掲載する。なお、文献リストは当初、雑誌『ソシオロゴス』推奨のもの（ソシオロゴス編集委員会 1983）に依拠して作成された。南の最近のスタイルとは若干違うところがあるが、修正は最低限のものにした。

### 目次

#### 序

#### 1章 社会問題の系譜

##### 1節 社会問題論の方法

###### 1-1 説明レベル

###### 1-2 過程重視と構造重視

###### 1-3 「定義が理論を決定する」

##### 2節 アメリカ現代社会学の歩み

###### 2-1 アメリカ社会学の確立

###### 2-2 科学としての社会学の探求

###### 2-3 理論・調査・応用の相互関係

###### 2-4 専門分化の進展と大震動

##### 3節 レイベリング論以前の社会問題論

###### 3-1 社会病理パースペクティブ

###### 3-2 社会解体パースペクティブ

###### 3-3 価値葛藤パースペクティブ

###### 3-4 逸脱行動パースペクティブ

#### 2章 レイベリング論の登場

##### 1節 レイベリング論の自然史

##### 2節 レイベリング論の源流

###### 2-1 悪の劇性化：Tannenbaum

###### 2-2 第2次逸脱：Lemert

##### 3節 初期のレイベリング論

###### 3-1 Beckerの『*Outsiders*』

###### 3-2 適応的解釈：Kitsuse

###### 3-3 逸脱の機能：Erikson

###### 3-4 Beckerの初期「レイベリング論」 評価：『*The Other Side*』

###### 3-5 レイベリング論の精神病への適用： Scheff

##### 4節 「レイベリング論」に対する初期の批

判：内在的批判

- 4-1 「新しい概念」：Gibbs
- 4-2 「レイベリング」論者：Bordua
- 4-3 過程重視の立場からの批判：Akers
- 4-4 「レイベリング論」に基づく実験研究：Alvarez

注（2章まで）

（以下、次号）

### 3章 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

#### 1節 バイアス論争

- 1-1 “Whose Side Are We on?”
- 1-2 「福祉国家の社会学」

#### 2節 因果モデルとしての定式化

- 2-1 Scheff vs. Gove 論争
- 2-2 「レイベリング論」の自己成就

#### 3節 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

- 3-1 集合行動としての逸脱
- 3-2 逸脱の相互作用論
- 3-3 感受概念としてのレイベリング論

#### 4節 相互作用論

- 4-1 相互作用論の前提
- 4-2 基本反応プロセス
- 4-3 分析レベル
- 4-4 逸脱プロセスに影響を及ぼす諸要因

#### 5節 他理論との関係

- 5-1 現象学的傾向
- 5-2 機能主義と相互作用論
- 5-3 葛藤論的モデル

#### 6節 相互作用論のインパクト

### 4章 「現象」としてのレイベリング論

#### 1節 レイベリング論の背景

- 1-1 社会運動としてのSSSP
- 1-2 雑誌『*Social Problems*』

#### 1-3 レイベリング論の時代

#### 2節 犯罪学へのインパクト

- 2-1 統制論への挑戦
- 2-2 非犯罪化論

#### 3節 社会問題概念の変遷

#### 4節 レイベリング論の意義

- 4-1 文化的解放
- 4-2 解決策の検討

### 5章 自己成就の予言

#### 1節 レイベリング論の論理

#### 2節 自己成就の予言

#### 3節 予言の諸類型

#### 4節 レイベリング論再評価

#### 5節 相互因果性とレイベリング論

#### 6節 形態生成と形態均衡

結語

注

文献

・引用文中の強調は断りのない限り、原著のものである。また（ ）は原著者、[ ]は引用者による注である。

## 序

本論の主題は、「レイベリング論」である。なぜ「レイベリング論」と括弧がつくのか、ということまで含めて、「レイベリング論」が考察の対象となる。

ここでわざわざ筆者が「レイベリング論」と引用符付きで呼んだのは、何をもってレイベリング論とするかについて、一般的な見解がないからである。その最大の理由は、「レイベリング論」という呼称が、その主唱者によってではなく、批判者たちによってつけられたからである。実際に、後に詳しく見ていくように、labeling theory, labeling school, labeling approach, labeling perspective, new conception of deviance, new perspective, societal reaction theory, societal reaction school 等、さまざまな呼び方が、1960年代後半に「レイベリング論」を論評する論文の中で行われている。

本論の結論を先取りしてしまえば、レイベリング論とは、「レイベリング論」とレイベリングされた結果生じてきた逸脱行動論の一つである。ある決まった共同研究者の集団があり、その学派の人びとによって主張された理論ではなく、「レイベリング論」というラベルが先行したのである。

もちろん、「レイベリング論」という呼称がまったく的外れというわけではなく、むしろ核心を衝いたものであることは本論でもみていくとおりである。しかし、本来独自の研究関心から、独立して研究を進めていた人びとを一括しようとしても、個々の主張の間の差違が少なくないことは当然である。Kitsuseがエスノメソドロジーに近いとか、Kai T. Eriksonは機能主義者だとかいう相矛盾するような指摘が混在する事態も、「レイベリング論」そのものが自己増幅の産物であると

考えるとうなずけるだろう。

「レイベリング論」と名称が先行したものの、その実態はそれほどレイベリングという行動（反作用）を重視するものではなかった。これに不満をもつ人びとは（「レイベリング論」を批判する立場に立つ人も、支持する立場に立つ人も）、「レイベリング論」という名称に見合う理論をなんとかして見出そうと努力した。逸脱行動の原因に関する因果モデルの中で「レイベリング」を独立変数、あるいは従属変数と位置付ける定式化が、この努力の中から浮かびあがってきた。経験的検証を追及していくと、事例分析からのデータでは物足りなくなり、統計的検証に耐える命題が必要となってきたのである。

数量的な実証研究の結果を示して、「レイベリング論」は間違っていると攻撃されると、「主唱者」たちは面喰らってしまった。身に覚えのないことに責任をとれといわれても困ってしまう。元来の主張の正しい読み方として逸脱の「相互作用論」を提出するのだが、両者の議論はそれほどうまく収斂しない。

なぜなら、提唱者と批判者の間には、出発点から大きなズレがあった。認識論的な相違、科学観の相違がそれである。このズレについては本論では示唆的な言及が行われるのみだが、その一端は明らかになると思われる。

本論は、レイベリング論研究のソースブック的な性格が強い。執筆の意図も、レイベリング論についての議論をできるだけ網羅的に収録しようというものだった。このため、各論の部分では、理論や分析の浅い面も残ろうが、そこには今後の研究課題の挙示としての意義を見出した。それでも、一つの大きな流れというものを指摘しえたと自負しているのだが...

本論の構成は、5章立てになっている。まず1章では、レイベリング論を論ずるための準備作業が行われる。レイベリング論の特徴が後の描写の際に浮き彫りになるように、レイベリング論がその一端を担う、社会問題論の特徴を考察する。続いて、レイベリング論以前の社会問題論の系譜を検討する。その間に、系譜検討のために、アメリカ社会学の歴史が整理される。ここで注意しておきたいのは、本論の議論がほぼアメリカを対象が限られていることである。「社会」、「社会学」というときは、アメリカにおいてそれらが用いられていると想定して読んでいただきたい。特に限定を意識する必要のあるときには、「アメリカ社会」、「アメリカ社会学」と表記したが、そうでないところも多い。しかし一般的にいて、現在の日本とアメリカの社会状況の差はそれほどないので、「社会」に関してはあまり厳格な区別は意識されていない。だが、「社会学」、「思想界」というときはアメリカのそのことである。

2章は、冒頭でレイベリング論の時代区分を行う。本論は、レイベリング論が一つの自己増幅プロセスを辿ったと考えるのであるが、このプロセスを描写のために4つに分ける。次に、「レイベリング論者」の主張を、できるだけ原文の内容を損なわない形で提示していく。なぜなら、これらの読まれ方が妥当なものであるか否かということが、批判を考える際に大切だからである。2章の最後でレイベリング論への初期の批判を取り上げるが、ここに「レイベリング論」の萌芽が見られるのである。

3章では、レイベリング論への2大批判とこれへの反批判を取り上げる。批判へ答える中で、レイベリング論は発展・変質していく。相互作用論は、批判への反作用として生じてきたものである。この相互作用論が、主唱者の側では、もっと

もコンセンサスのある「レイベリング論」ということになっているので、3章の後半はその紹介に費やされる。他理論との整合性を検討する作業も忘れられない。

「レイベリング論」から「相互作用論」へとというレイベリング論現象を改めて考察するのが4章である。レイベリング論が脚光を浴びたのには時代の影響が大きかったというのが、4章の基本となる考えである。雑誌『*Social Problems*』や社会問題研究学会 (SSSP)、アメリカ社会の動きを通覧して、レイベリング論との関係要因を探る。続いて、犯罪学へのレイベリング論のインパクトが考察される。非犯罪化論はその大きなトピックである。さらに、一部を3章の最後に分析した、レイベリング論の社会問題へのインパクトを、主題の転換という文脈で論じる。社会問題の内実を定義するというのは大変むずかしいことなのだが、逸脱行動概念との異同もなかなか確定しがたい。4章の最後に、レイベリング論の社会的・実践的な意義考察の第1歩が記される。そこでは、これからのレイベリング論研究の方向が示唆されよう。

5章は再び、狭義のレイベリング論に戻る。その論理をきちんと押さえると、予言の自己成就論という中範囲理論が可能となる。5章では、レイベリング論をとことん煮詰めていくことで、認識論やシステム論とのつながりが明らかとなる。

学説史という作業は骨が折れるわりには、あじけない作業である。だが、レイベリング論の諸議論を通覧することは、全体の見取り図を作る仕事にあたり、各論を詰める上でもこの見取り図は欠かせない。本論は、筆者にとっては避けては通れない道である。

## 1章 社会問題論の系譜<sup>1)</sup>

レイベリング論は、逸脱行動、広くは社会問題を取り扱う潮流の中で、アメリカにおいて発達してきたものである。逸脱行動と社会問題という用語の守備範囲の違いについては、種々議論がある。その使用にも時代による変遷が見られるが、とりあえずここでは、前者を狭い概念、後者をより包括され、その一部分をなす概念とする。<sup>2)</sup> 詳しくは後に(4章3節)触れることにする。

レイベリング論は、社会問題論の一部を成すものであるため、社会問題論に固有の特徴を持ち、社会問題論の歴史の中においてこそもっともよく理解できる。本論の目標も、レイベリング論を社会問題論あるいは社会学、さらに社会全体の流れの中に位置付けることにある。そのための準備として、本章ではレイベリング論以前の社会問題論の系譜が略述される。

### 1節 社会問題論の方法

社会には、数多くの解決されるべき問題(社会問題)があり、いろいろな人が、いろいろなレベルでそれについて論じてきた。その論じ方は、説明のレベル(生物学・心理学・社会学)、社会の捉え方(過程重視・構造重視)、対象の定義の仕方等において異なっていた。

#### 1-1 説明レベル

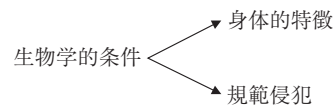
19世紀末に、イタリアの医師Cesare Lombrosoは、生来性犯罪人仮説を唱えた。これは、先祖返りや隔世遺伝などで、現代生活の諸要請に応じることのできない野蛮人的素質を有する(進化の遅れた)ものが生まれ、このような人間は、人類学的類型として正常人から区別できる。その人相や頭蓋骨の異常などは、外部から確認可能な、その

ような人類の特徴であると考えたものである(吉岡 1980: 40)。この理論は、生物学的説明の口火を切るもので一世を風靡したが、調査による経験的裏づけが得られず、現在では歴史的な興味の対象にすぎない(Liska 1981: 8)。

近年の研究では、性染色体異常と犯罪者との関係が調べられている。通常、女性はXX染色体、男性はXY染色体をもっているが、中にはXXY, XYYそして大変少ないがXXXY等のような余分な染色体をもつ人の中で犯罪者率が高いという主張がなされているのだが、調査結果が一貫してこの主張を支持しているわけではなく、さらに研究が進められている(Smelser 1981: 77-78)。

以上のように、ある生物学的構造や生物学的過程が規範侵犯(norm violation)<sup>3)</sup>の原因であると考えるのが、生物学的レベルでの説明である。これを簡単に図式化すると図1のようになる。生物学的条件が、直接規範侵犯を惹起すると考えるタイプ(A)と、心理学的要因を媒介して説明するタイプ(B)とがある(Liska 1981: 7-8)。

タイプA



タイプB

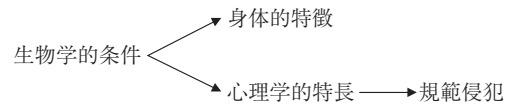


図1 生物学的理論における規範侵犯の因果モデル (Liska 1981: 8)

生物学的説明は、社会問題を惹起する人間の特性に注目するが、同様のものに心理学的説明があ

る。これは、「精神的欠陥」, 「退化」, 「精神薄弱」あるいは「精神異常」のような心理状態が犯罪等の逸脱行動の原因であるとするが、調査結果を仔細に検討してみると実証されているとは言い難い。Liskaの図式では図2のようなになる。

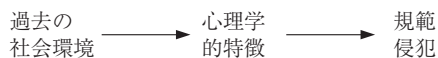


図2 心理学的理論における規範侵犯の因果モデル  
(Liska 1981: 8)

これまで述べてきた、逸脱者個人の性質を扱う生物学的・心理学的説明に対し、社会学的説明は、人びとを逸脱行動に駆り立てる社会・文化的要因を考察する。

社会問題論は、アメリカ社会学において重要な比重を占めてきた。なぜなら、Rubington & Weinberg (1981b) が指摘するように、1つにはアメリカ社会学の発達した20世紀初頭が、アメリカ社会の土台が産業化と都市化の波により揺さぶられている時期だったからである。この時期、産業化や都市化より生じてきた問題に人びとの関心が集まった。この関心を共有していた社会学者が、社会問題の研究に乗り出したのである。

第2には、学問としての社会学の性格そのものが、社会問題の研究に適合するところが大きかったのである。社会学は、複数の人間が自分の行動を他者の行動に順応させようとしている社会状況を研究するものだが、社会問題は、その社会関係の途上あるいは終結時に生み出されてくる。しかも、19世紀末のアメリカにおいては、これらの対象を扱う学問は存在しなかった。結果として社会学は、社会問題と社会関係を同時に研究する

学問として発達していくことになった (Rubington & Weinberg 1981b: 3-4)。

本論においては、社会問題の社会学的説明に焦点をあてていくが、これは力点の違いによって2つに大別できる。

### 1-2 過程重視と構造重視

社会問題の社会学理論は、過程 (process) に重点を置くものと構造 (structure) に重点を置くものとに分かれる。これは、社会現象を過程として捉えるシカゴ学派と構造から捉えるハーバード学派との対立の社会問題論版ともいえよう。過程重視の社会問題論が逸脱が生み出されてくる相互作用に焦点をあてるのに対し、構造重視の社会問題論は逸脱を生み出す社会条件を考察する。個性ある社会問題論を少ない軸でうまく分類するのは大変難しいことで、筆者も一度試みたがあまりうまくいかなかった (南 1981)。<sup>4)</sup> しかし、過程重視の例としてレイベリング論、構造重視の例に社会解体論を挙げてもそう異論はないだろう。

### 1-3 「定義が理論を決定する」

では一体、社会問題 (social problem) とは何であろうか。Rubington & Weinbergは以下のように定義する。

社会問題とは、かなりの数の (a significant number) の人びとが、その状況が自分たちの価値と相容れず、状況変革のために何らかの行為が必要であると申し立てる、当の社会状況である。

(Rubington & Weinberg 1981b: 4)

この定義は、本論の主題であるレイベリング論の立場にかなり傾斜したものであるが、Rubington & Weinbergが早くからレイベリング論に注目し、

「相互作用パースペクティブ」(interaction perspective) という呼称を最初に提唱したことを考えると、無理もないことである。<sup>5)</sup> ともあれ、この対象の定義が、社会問題論の内容を決定する。本章で述べる社会問題論の各系譜も、理論・実証研究・解決策等の実体が、社会問題をどう定義するかに規定されている。

この点の認識が進み、社会問題論の分野では「パースペクティブ (perspective)」が「理論 (theory)」という用語にとってかわってきている。「パースペクティブ」とは、一般的に言えば「物事の見方 (a way of looking at things)」であり、「社会学的パースペクティブ」とは、「特有の概念化や分析を生み出す基本的考え方であり、人間と社会に関する独自の考えや仮定を反映したもの」(Rubington & Weinberg 1981b: 9) である。

パースペクティブの要素として Rubington & Weinberg が挙げるのは、以下の5つである。

- i 定義(definition)
- ii 原因(cause)      各パースペクティブが考える因果モデル.
- iii 条件(condition)      社会問題が発生・発達する条件として、明示的にであれ暗黙にであれ考えられているもの.
- iv 結果(consequence) 各パースペクティブは、社会問題の有害性は一致して認めているが、その描写の仕方において異なっている.
- v 解決策(solution)      各パースペクティブは、解決への向らかの提言を有する.

(Rubington & Weinberg 1981b: 10-11)

Liska も同様に、パースペクティブという用語

を採用するが、彼の場合、その要素は4つである。

- 対象(subject matter) 各パースペクティブは、社会的世界のある部分を、研究に値する「問題的なるもの」と定義し、研究のための「問い」を特定化する.
- 理論(theory)      「問い」に対する回答をもたらす.
- 調査(research)      「理論」の経験的検証.
- 社会政策(social policy) 「理論」と「調査」とに基づいて、各パースペクティブは、社会政策の方向づけに示唆を与える.

(Liska 1981: 13-24)

Rubington & Weinberg は、以下の3節に見るように各パースペクティブによる社会問題の定義の多様性・独自性を尊重するが、Liska は、逸脱行動論の各パースペクティブが「対象」とするものは2種類しかないと言い切る。注3においてすでに触れた、規範侵犯と社会的定義の2つである。

Rubington & Weinberg と Liska の両者に共通するのは、研究対象の捉え方(定義)が、理論の内容を決定してしまうという考えであるが、このことは、Liska の「対象、理論、調査、社会政策へのインプリケーションの4者の統合としてのパースペクティブ」という表現によくあらわれている。4者の統合関係を図に示したものが図3である。

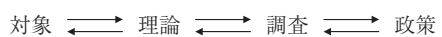


図3 パースペクティブの構成要素 (Liska 1981: 25)

本論も「定義が理論を決定する」という立場に立って、次章以降レイベリング論を検討していくことにする。パースペクティブという用語の採用を促進したのがレイベリング論である、というのも本論の主張の一つであるが、これも後に取り上げる。

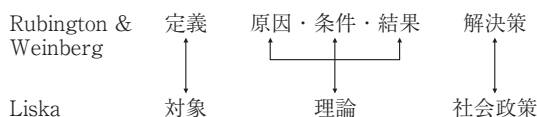


図4 パースペクティブの構成要素の対応関係

Rubington & WeinbergとLiskaのパースペクティブの構成要素を対応させてみると、図4のようになるだろう。Liskaの「調査」に対応するものが、Rubington & Weinbergにはないので図には書き入っていない。本論においては、Liskaのいう「対象」と「理論」の部分を中心に、両者の関連性にも言及しつつ論じることとする。そしてその延長として「政策」についても考察するが、実証研究までは手が回らず、原典にまであたれたものは少ないので、調査データは補足的に論じるに留める。

## 2節 アメリカ現代社会学の歩み

社会問題論の各パースペクティブを述べるにあたり、その背景であるアメリカ社会学の歴史を無視することはできない。そしてこのアメリカ社会学は、アメリカ社会の動きに影響されている。本論のねらいは、レイベリング論を社会学あるいは社会の文脈において捉えることにあるのだが、本節ではアメリカ現代社会学の歩みをHinkle &

Hinkle (1954) や Rubington & Weinberg (1981b) に基づいて、まず通覧しておこう。この作業により、社会問題論の各パースペクティブの置かれていた状況が明らかになってくる。

### 2-1 アメリカ社会学の確立

Hinkle & Hinkleは、現代アメリカ社会学を理解するためには過去とのつながりを見る必要があるという。彼らは1954年までのアメリカ社会学を3期に分けて論じたが、本論もこれに従って1954年までの状況を構成していく。その第1期が、1905年から1918年までである(Hinkle & Hinkle 1954: 1-17)。

アメリカ社会学の確立を、1905年のアメリカ社会学会の設立に求めるにしろ、1890年代に多くの大学に社会学講座が設けられた時点に求めるにしろ、あるいは1880年代に「社会学」と題された文献が出現した時点に求めるにしろ、「都市」と「工場」とが社会の変動を象徴している、そんな社会的文脈の中でアメリカ社会学が登場してきたことは間違いない。アメリカ社会学が、南北戦争後の工業化・都市化現象への対応として生じてきたことを示すものとしてHinkle & Hinkleは以下の4点を挙げる。

まず第1に、この時期の社会学者が多くは都市へ移住してきた農民の子弟であり、しかも宗教色の強い家庭に育った人が多いことが指摘される。<sup>6)</sup> 彼らのもつ改革主義は、奴隷制や贖罪へのキリスト教的関心から生じてきたと考えられる。

次に、社会学が位置づけられ認知されるようになったアカデミズムの領域全体が、都市化の影響に敏感になっていたことがある。この時期、東部の大学においても社会学講座が設置されつつあったが、州立の新しい大学が多い中西部での社会学講座の広まりは目ざましいものがあった。後に社



会問題論の大潮流を生み出すシカゴ大学社会学部の創設は1893年のことである。<sup>7)</sup>そしてこの中西部が、東海岸から西へと進展していく工業化と都市化の波の最前線であったことも見逃せない事実である。

第3に、社会学者の職業組織が、都市の社会的条件の改良を目指す知識人運動の直接の産物として生み出されたことがある。社会科学運動協会(Social Science Movement, 略称SSM)は、1840年代の創設以来1890年代までに幾多の変遷を経て、1905年にアメリカ社会学会(American Sociological Society, 略称ASS)を生み落とした。SSMは、全期にわたって社会改革と取り組み、都市化や産業化によりもたらされる悪条件を改善する手段としての科学を追求していたが、ASSはその発展形態である。

最後に、大学における初期の社会学の講義が、社会問題を志向していた点が指摘される。社会学の関心は、都市住民にまつわる種々の惨状へと向けられていた。<sup>8)</sup>

Hinkle & Hinkleは、工業化・都市化の波の中で生まれたアメリカ社会学は社会改革へ強く動機づけられていたものだと主張するのだが、では当時のアメリカ社会学の特徴はどんなものだったのか。彼らはSmallがアメリカ社会学第1回大会(1906年)で発表した、当時の社会学者に共通して見られる特徴(Small 1907)を紹介する。

- (1) 社会学者の仕事は、人間行動の科学的法則を見出すことであるが、この人間行動を支配する法則は身体器官の諸現象を支配する「自然法」に似たものである。自然法支配の考えは、人間と動物とは共に、同じ発達総体の一部として進化してきたというDarwinの進化論の影響を強く受けている。

(2) 社会学者は、社会変動を社会進化であると考え、より良い社会への「進歩」と解釈した。進化の教義は、キリスト教のユートピア思想や千年王国願望と一致し、Darwinの進化論とも相容れるので、アメリカの社会思想の一部となった。

(3) 社会学者は、社会学的法則についての知識を用いて人間が社会改良論的に介入することにより促進しうる対象として、社会進歩をみていた。社会問題を扱う文献に、この初期改革主義が色濃くみられる。

(4) 社会学者は、社会行動と社会とを個人行動から構成されるものと考え、アソシエーションにおける行為の動機づけを強調した。社会集団は、彼らの精神的特徴が社会変動の根本原因であるような相互作用し合う個人の集まり(plurality)とみなされていた。

以上の4点は、(1) 自然法信仰、(2) 社会変動礼讃、(3) 社会改革主義、(4) 個人を基盤とした社会の概念化、と各々呼ぶことができる。これらは、この期の社会問題論である社会病理パースペクティブに濃く影を落としている。

## 2-2 科学としての社会学の探求

第1次世界大戦と大恐慌とがアメリカ社会学に及ぼした影響は、大変大きなものである。Hinkle & Hinkleは、両事件にはさまれた時期を第2期とした(Hinkle & Hinkle 1954: 18-43)。

この期の大きな特徴の1つは、社会学を受講する学生の急速な増加である。それに伴って大学院学生の数、さらに研究者の数も飛躍的に増大した。研究者数の増加は、研究の専門化という現象を惹起した。専門分化の進んだ社会学にあっても社会問題が研究主題の中の重要な位置を占めていたことには変わりがなかったが、第1期で社会学

者に広く共有されていた社会進化の信念と改良主義は社会学的活動のための正当化の手段にすぎなかったとして斥けられた。そして新たに、社会秩序についての知識を蓄積していくことが先決であり、知識の蓄積が社会問題への対応をよりよいものにしていくとの立場がとられるようになった。

2番目の特徴としては、科学と進化の信念との拠りどころであった人間の合理性の仮定が、第1次世界大戦の勃発により崩れたことがあげられる。技術的・物質的進歩は人間の叡智によって実現されるのであるから、社会科学の知識も人類の理想に調和するように社会を進歩させ、その結果道徳的進歩を確かなものにしていくと考えられていた。しかし第1次世界大戦は、人類がすでに通り過ぎたものと信じられていた進化段階、あの野蛮な原始段階に人類が留まっているということを明らかにしたのである。

上記の2点をうけて、第3には、科学的方法への関心が高まった。人間行動が合理的諸力の作用した結果であると考えることができないのならば、社会学は人間行動を支配する不合理な力の作用法則をまず解明する必要があると考えられるようになった。人間行動が「自然法」に基づく信じられていた間は、人間行動の法則は独自に探求する必要があるものとは考えられてはいなかったのである。

科学として社会学を樹立しようとする努力と相俟って、人間の行動を律する不合理な力の科学的究明が行われるようになったが、実証的研究を進める中で第2期の社会学は、第1期と比べてかなり性格の異なるものとなった。

(1) 社会学は、経験的・具体的現象を帰納的に取り扱わなくてはならない。以前には、社会生活の理念は包括的かつ演繹的である歴史法則に基づくと暗黙に考えられていた。しかし、第1次世界

大戦が社会進化の考えに疑義を呈し、また社会学のモデルとして具体的研究志向の強い自然・社会科学を採用した結果、機能的方法のための必要条件である、具体的行動の綿密な描写と比較研究とが、演繹主義に取って代わった。

(2) 社会学者は、多変数因果 (multicausal) 説明を重視するようになった。単一要因による一元論的説明に対する反省は、第1次世界大戦以前から存在していた。しかし、心理的変数以外にも人間行動を決定する要因 (社会的変数) があり、新しい要因の探求と共に、さらにそれらと心理的変数との相互作用も研究していこうとの動きが出てきたのは1920年代に入ってからのものである。

(3) 事例研究と統計的手法とが、社会学においても頻繁に使用され、次に述べる主観主義—客観主義論争へと発展することになった。事例研究の手法は、Thomas & Znanieckiにより『ヨーロッパとアメリカにおけるポーランド農民 (*The Polish Peasant in Europe and America*)』(1927)において創始された。彼らは、日記や手紙という私的な記録を用いて、個人解体や社会解体を調べたのである。また、統計的手法は、事例研究につきまとう主観主義を回避することができる手法として重宝された。

(4) 事例研究と統計的手法をめぐる論争から、主観主義—客観主義の区別には、科学的視点のレベルと科学的データのレベルとがあることが明らかになった。前者における客観性が、科学者が自己の偏見を交えずに対象を忠実に記述し分析することであるのに対し、データのレベルでの客観性とは、外部から観察可能な「行動」のみを対象とすることをいうのである。前者の意味での客観性が保証されねばならないのは言うまでもないが、後者の意味で厳密な客観主義に立つと、社会学の

対象は大幅に限定されたものになってしまう。事例研究か統計的手法かという論争では、両レベルの混同もあったようである。

方法論を彩る4つの特徴は、各々独立したのではなく、相互に関連しあうものである。とりわけ、社会学をより科学的な学問にしようという目標を強く共有している。

### 2-3 理論・調査・応用の相互関係

大恐慌期からHinkle & Hinkleが著書をまとめた1954年までが第3期である。大恐慌、第2次世界大戦、そして戦後というこの期間は、彼らにとって現在進行形の時期であり、将来への希望に満ちた明るいトーンで描かれている(Hinkle & Hinkle 1954: 44-71)。

第3期の特徴の1つ目は、社会学者の質的・量的変化である。大戦中一時減少した総数も急速に増加し、社会福祉等に携わるために社会学者が政府機関へも採用されだしたため、就職先も大学の外へも広まった。研究者数の増加に伴い、社会学の分化・専門化がいよいよ進んだが、その結果、地域別・専門別の社会学者の職業組織がアメリカ社会学会とは別に、あるいはその内部組織として数多く設立された。そして新しい雑誌も多く創刊された。<sup>9)</sup>

もう一つ挙げねばならないのが、戦争という非常時に際して大がかりな調査が実施されたが、このような大共同研究の場で学際的統合が進められたことである。有名な『アメリカの兵士 (*The American Soldier*)』(1949)<sup>10)</sup>は、学際的協力が結実した代表例である。続いて多くの実証研究が行われ、社会学的知識が蓄積されてくると、調査結果を正しく位置づける理論の重要性が必然的にクローズアップされてくる。逆に理論の精緻化のためには、調査による知見が必要とされる。第3

期は、応用に調査が刺激され、理論が調査に刺激され、とLiskaも主張した(図3参照)。3者の統合が推進された時期であった。

### 2-4 専門分化の進展と大震動

Rubington & Weinberg (1981b)は、Hinkle & Hinkleの時代区分に従って社会問題論の各パースペクティブを巧みに整理しているが、彼らは1954年以降を第4期として一括し、その特徴を次のように述べる。

社会学は成年期にはいり、研究者数も講座数もさらに増加した。同時に、社会学自体の質も向上し、専門分化も進行した。この動きの中で、多くの社会学者は、社会問題をなおざりにしてきたことを反省し始めた。社会学が社会的責任を放棄して、現状維持のための道具になってしまったという危機感が生まれてきた。この問題意識が次世代の学生たちにも伝わって、社会問題と社会学の問題との密接な関連が社会学界において再び強く意識されるようになった(Rubington & Weinberg 1981b: 9)。

Rubington & Weinbergは特に言及してはいないが、本論では特に1960年代後半の市民権運動や反戦運動等の反体制運動を重視する。なぜなら、「レイベリング論」が社会問題論の領域で市民権を得るのが1960年代後半であり、当時の時代状況が「レイベリング論」を見る社会学者の知覚を大きく拘束していたと考えられるからである。

アメリカ社会の諸々の運動に呼応するように生じてきた「ラディカル社会学」運動が活発化し始めた1964年から、各種の運動が頂点を過ぎた(と思われる)1970年までを第5期として動揺期、<sup>11)</sup>1970年以降を第6期として動乱の見直しが進められつつある再評価期として、Rubington & Weinbergのいう第4期をさらに細分してみたい。

第4期は結果的に、1954年から1964年までの約10年ということになる。

表1 アメリカ社会学の歩み

第1期	1905-1918	基礎確立期
第2期	1918-1935	科学主義の確立期
第3期	1935-1954	理論・調査・応用の統合期
第4期	1954-1964	専門化の進行情
第5期	1964-1970	動揺期
第6期	1970-(1983)	再評価期

以上述べてきたアメリカ社会学の時代区分を表にまとめると表1となる。第4期以後、第5期と第6期についての記述が十分ではないが、論を進めていくうちに補われる。また4章において、レイベリング論の時代背景についてまとめて述べるつもりである。

### 3節 レイベリング論以前の社会問題論

社会問題論におけるレイベリング論の位置を確認するためには、それ以前の社会問題論の系譜をみておくことが必要である。前節ではその準備作業としてアメリカ社会学の時代区分を行ない、各期の特徴を簡単に紹介した。本節では、その第1期から第4期の各期に対応する4つのパースペクティブを取り上げる。

Rubington & Weinbergは、社会問題論の代表的パースペクティブとして、社会病理、社会解体、価値葛藤、逸脱行動、レイベリングの5つのパースペクティブを考え、順に第1, 2, 3, 4, 6期に隆盛を迎えたと主張する。各パースペクティブの特徴が時代の要請に応えるものだったと仮定する彼らの論述に従って、逸脱行動までの4つのパースペクティブの素描を試みよう。

#### 3-1 社会病理パースペクティブ

社会問題というものの存在を想定する考え方は、人間の歴史と共に古くからあったように思われるが、実はかなり新しいものである。Greenによると「社会問題」が論じられるようになったのは、18世紀後半になってからのことだという(1975: 31-38).<sup>12)</sup>

社会病理 (social pathology) パースペクティブが芽生えたと考えられている南北戦争末期には、中産階級の改革者たちは、物理的世界の問題を解決しえた科学の力により、社会の問題もそのうちに解決されるだろうと考え始めていた。彼らは、農村から移住してきた都市住民であり、科学を信頼し、啓蒙運動の人間主義に共鳴していた。都市に住む彼らは、工業化や都市化の生み出す諸問題に直面していた (Rubington & Weinberg 1981b: 15-53)。

彼らは、1865年頃社会改革を大目標にアメリカ社会科学会議 (American Social Science Association: ASSA) を創立した。ASSAは、時がたつにつれて専攻学問別に、また理論志向と応用志向のものに分裂していき、最後には解体してしまったのだが、その発達過程で各大学に設けられた社会問題の講座は消えることはなく、社会学へと引き継がれていった。

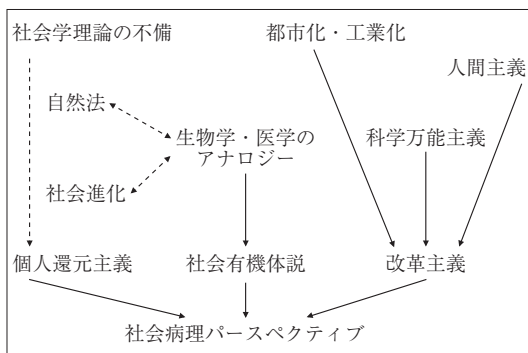
社会病理パースペクティブは、有機体のアナロジーに根ざしている。社会有機体の「正常な」作用を妨げるような人や状態が社会問題と考えられ、妨害行為が病気あるいは病理とみなされた。初期の社会病理論者は、<sup>13)</sup> 個人の不適応と制度の機能が不活発な状態を、社会の進歩に対する障害であり除去する必要があると考えた。

当時、社会学は新しい学問であり発達途上にあつたので、理論構成のためには他のすでに確立されていた学問、たとえば、医学、哲学、経済学

等から、考え方や比喩を借用する必要があった。なかでも、社会哲学で用いられていた「病理」の医学的比喩と有機体アナロジーとは、社会病理パースペクティブの形成に大いに貢献することになった。

社会病理論者は、当時の価値・道徳判断を採用していた。当時は、現状 (status quo) が正常で自然な状態として自明視されていたので、現状から逸脱しているものを病気とみなすのはいともたやすいことだったのである。これには、1900年代初期のアメリカ社会の変動が、着実ではあるが非常にゆっくりしたものであったことも関係しているだろう。

ここで、2-1で既述のこの期の社会学を構成していた信念に加えて、これまでのRubington & Weinbergの議論を図式化してみると、図5のようになる。これはかなり思い切って単純化したものであり、実際、都市化・工業化の時代の大きな波はいろんな要因に影響を及ぼしていると考えられる。また各要因間の交互作用もあるだろう。ある「思想」内容を構成要因に分解しようという試み自体無謀ともいえようが、社会病理パースペクティブが時代その他の拘束を大きく受けていることを理解するの一助になればと作成してみた。



(矢印は本文で触れた関係、破線矢印は筆者により補われた。)

図5 社会病理パースペクティブを形成した要因

以上、20世紀初頭第1次大戦まで隆盛を誇った社会病理パースペクティブの背景を論じてきたが、Rubington & Weinbergは、1960年代にはいって社会病理パースペクティブが復活したという。進歩派にも保守派にも社会の病理を説く人が出現した。<sup>14)</sup> 新旧両社会病理パースペクティブの対比を中心に、Rubington & Weinbergは、その全貌をまとめる。

i 定義 好ましい社会状態が健康的であると考えられ、道徳的期待からはずれる人や社会状態が「病気」すなわち悪とみなされる。ゆえに社会病理パースペクティブでは、社会問題とは「道徳的」期待の侵犯と定義される。

ii 原因 社会問題の究極的な原因は、社会化の失敗である。社会には道徳規範を各世代へ伝達する義務があるが、ときにその社会化がうまくいかないことがある。旧社会病理パースペクティブは、社会化の失敗した逸脱者を不具者・依存者・非行者に分類した。不具者 (defective) とは教育 (文化伝達) のまったく不可能なもの、依存者 (dependent) とは教えを受けるのに身体的あるいは精神的に不利な条件をもつもの、非行者 (delinquent) とは教えを拒むものである。新社会病理パースペクティブでは、社会問題の原因は、社会化の伝達方法ではなく、その質にある。誤った価値が伝達された結果社会問題が生じると考えられる。新旧両社会病理パースペクティブに共通するのは、人間あるいは状況が「不道徳」であるという考えなのである。

iii 条件 初期の社会病理論者は、生来的な「不具者」の存在を仮定した。Lombrosoのように犯罪性質が遺伝すると考えたのである。この限りにおいて、初期社会病理パースペクティブは、社会問題の社会 (学) 的説明とは言い難い。生物・医学アナロジーに社会学が多くを負っていた

当時としては、止むをえないことなのだが、新社会病理論者は、社会環境を社会病理の重要な要因と考える。初期病理論者が人間の不道德な属性に注目したのに対し、近年では社会の不道德な属性が注目され、社会問題をテクノロジーや人口集中といった社会的要因から発生するものとみなすのである。<sup>15)</sup>

iv 結果 初期社会病理論者は、社会の騒乱は正統な社会秩序を維持するためのコストを上昇させると考えた。新社会病理論者は社会の欠陥に対して憤っており、その予後には悲観的である。

v 解決策 旧社会病理パースペクティブにおいては、逸脱者を中産階級の価値に適合するよう再教育することを始めとして人種改良運動にいたるまでのさまざまな再教育策が唱えられた。新社会病理パースペクティブにおいても「病んだ」制度の治療のための人間の価値の変更がいられている。社会病理パースペクティブにとっては、社会問題の解決策とは道德教育しかないのである。

### 3-2 社会解体パースペクティブ

第1次世界大戦後、移住、都市化、工業化が急速に進み、従来からアメリカ社会に存在していた貧困、非行、犯罪、精神病、アルコール中毒等の問題が蔓延し始めた。

移住は、ヨーロッパからの移民、アメリカ内部（南部から北部への）移住者たちに文化的葛藤を生み出した。たとえば、ヨーロッパからの移民は、生まれ故郷の国の文化と新天地アメリカの文化との葛藤に直面した。たいいていの人々はアメリカ文化への適応（Americanization）に成功したが、一部にはうまく適応できない人もいた。この不適応状態にある人びとが、アメリカの社会問題の源泉であり実体であるとみなされるようになっていった。都市化もまた社会問題に人びとの目を向

けさせる契機となった。なぜなら、都市が有する逸脱下位文化（deviant subculture）は農村には見られないものだったと同時に、技術の進歩が人びとから職場を奪うことにもなったのである。

犯罪や精神病等の社会問題が小規模であるうちは社会病理パースペクティブで十分に説明できるように思われていたが、問題が大きくなるにつれて、社会病理パースペクティブはあまり有効ではないと感じられるようになってきた。同じ時期、社会学も学問としての問題に直面していた。社会・社会学的要請の双方に答えるために社会解体（social disorganization）パースペクティブが構成されたのである。前項同様、Rubington & Weinbergの描写を中心にこのパースペクティブをまとめておこう（Rubington & Weinberg 1981b: 54-86）。

駆け出しの学問は、多くの難問に直面する。その存在根拠を合理的に説明し、独自の対策を定式化し、他の学問との関係を明らかにしなくてはならない。しかし、これらの努力はアメリカ現代社会学の第1期（1905-1918年）ではあまりなされなかった。第1次世界大戦終了頃までのアメリカ社会学は、歴史学、政治科学、経済学、心理学、社会哲学の寄せ集めであり、これらの学問と重複する問題、あるいはそれらがなおざりにしている問題を扱っていた。そのため「残り物の科学」（science of leftovers）と評されたこともあった。

第2期（1918-1935年）にはいると、科学的方針の確立が社会学にとって急務となった。概念と定義の発展が重視され、社会学の主題が他の既存の学問とは異なることを示す方向に、この概念化の努力は向けられた。

1920年代、社会解体パースペクティブは、科学として社会学を確立しようという動きを反映して生じてきた。そして基盤となったのは、当時社会学において主流だった「社会組織」の概念であ

る。「社会組織」の概念によると、各部分がある秩序に従って互いに関係しあっている総体が社会には存在するが、各部はときにその位相からはみ出す（社会解体）ことがあるという。中心にあるのは「規則」である。規則は、社会の各部位を定義するのみならず、他の部分とどのように関係しあうかをも定義する。規則に焦点をあてることにより、他の学問とは異なる、社会学の主題を定めることに社会学者は成功したのである。

社会学的視点の発達から生じてきた社会解体パースペクティブは、社会病理パースペクティブにとってかわり、社会問題研究の主要視角となった。社会学者は、社会問題を**社会解体の指標**とみるようになったのである。

社会病理パースペクティブは、個人や制度の「失敗」を対象とし、その概念や用語は特に医学からの借り物であり、方法論的には科学的というより哲学的であり、社会問題の解決を目指していた。対して社会解体パースペクティブは、より複雑で体系的である。社会の規則を対象とし、独自の概念と用語とを有し、理論の発展と方法の厳密さを追求し、知識量の増大が関心事である。

Rubington & Weinbergは、社会解体論者として、C. H. Cooley, W. I. Thomas & F. Znaniecki, W. F. Ogburnを取り上げる。彼らに共通するのは、「人がなぜ規則に従わなくなるのか」を説明しようとしたことであり、社会問題を社会解体の関数として捉えたところである。

Cooleyは、第一次集団関係と第二次集団関係とを区別した。第一次集団関係とは、個人的で持続的な対面的関係を意味し、第二次集団関係はより疎遠で非個人的な接触関係を意味した。Cooleyは、農村から都市への人びとの移住が、統制の崩壊を招いたと説明する。また彼は、社会解体を伝統の不統合と捉えた。社会解体の最悪の側面は、

社会基準の不在のために人間の達成レベルが低められて原始的衝動のままになってしまうことにあるというのである。<sup>16)</sup>

アメリカへ移住したポーランド農民の研究においてThomas & Znaniecki (1927)は、社会解体を個人に対して規則がもつ影響力の衰弱であると定義した。彼らの研究は、移住してきたポーランド人が祖国の友人や親戚にあてた手紙を分析したものだ<sup>17)</sup> 彼らの手紙には、文化間、人種間あるいは世代間の葛藤が色濃く見られた。彼らによれば、移民たちは規則の不在あるいは過剰を体験したという。規則の不在状況では、移民は自己の状況を定義する手段を持ちえない。過剰状況においては、規則どうしが互いに葛藤しあうか不明確になってしまうかである。どちらの状況においても、移民たちは、新天地でどうふるまうべきかの指針を持つことができず、古い住民との相互理解を欠くことになってしまう。Thomas & Znanieckiにとり社会問題とは、移民家庭がその成員を統制できなくなった結果生じてきたものであった。

Ogburnは、社会解体を説明するのに文化遅滞の概念を提出する。文化の各部分は相互に依存した関係にあるので、各部分の変化速度が一樣でないと、ズレが生じ無秩序が生まれる。普通、人びとが新しい道具を採用するまでの時間は、道具に見合った新しい考えを採用するまでの時間より短いので、物質文化は精神文化よりも早く変化することになる。つまり、習慣や規則の変動は技術の変動より進み方が遅いのである。Ogburnは、究極的にこの文化変動の不斉一性が社会解体の原因であると考えた。<sup>18)</sup>

社会解体パースペクティブに立つ人びとは、社会を各部分が協調し合う、複雑で力動的な統一体（社会組織）とみなし、各部分間の適応の不在あるいは拙い適応を社会解体と呼ぶ。このパースペ

クティブの整理を以下に行う。

i **定義** 社会解体は、規則の失敗である。解体の主要類型に無規範状態 (normlessness)、文化葛藤、故障 (breakdown) の3つがある。無規範状態とはどう行動すべきかという規範が不在の状態、文化葛藤は行動規則に相反するものがある状態、故障とは規則は存在するものそれへの同調が報酬を伴わずときには罰を生み出す状態をいう。

ii **原因** 社会解体の根本原因は、社会変動である。変動のために社会体系の一部が全体社会の調和をかき乱す。

iii **条件** 社会体系の各部分間に完全なる調和はありえないが、社会組織とは一種の力動的平衡状態である。この平衡を乱す条件が社会解体を促進する。それには技術的・人口統計学的・文化的変動がある。

iv **結果** このパースペクティブによれば、社会解体は個人にストレスを生じさせる。このストレスが、精神病やアルコール中毒のような「個人解体」を生み出す。社会体系レベルでは、社会解体は体系の変動や故障を生む。

v **解決策** 正しい診断がつき調和を乱している部分が明らかになると、その部分に適当な処置を講ずることにより社会解体は解消できる。

社会解体パースペクティブが明らかになったところで、Rubington & Weinberg は、社会病理パースペクティブとの相違を論じている。両者の対比を通じて、社会学者自身が道徳判断をするのか、それとも社会学者は一般の人びとの行う道徳判断を単に研究するだけにすべきなのか、という社会学の年来の論争があらわれてくる。病理論者は制度や個人について自ら道徳的判断を行ったが、解体論者はより中立的で「客観的」な方法で道徳判断を行うことを選択したと Rubington &

Weinberg は、両者の区別を主張する。両パースペクティブの相違をまとめたものが表2である。

表2 社会病理・社会解体両パースペクティブの比較

パースペクティブ	社会病理	社会解体
対象	個人や制度の欠陥	社会の規則
概念や用語	借り物(特に医学から)	独自のもの
方法	哲学的	科学的
目標	社会改革	知識の増大
道徳判断の仕方	主観的	客観的

しかし Clinard & Meier は、客観的な概念枠の仮面をかぶってはいるが、実は主観的かつ評価的であると社会解体パースペクティブを批判する。社会解体という概念自体が社会病理と同じくらい主観的な概念であり、社会解体パースペクティブは、病理の概念が個人の代わりに社会に対して適用されただけだというのである (Clinard & Meier 1979: 66-67)。これは、両パースペクティブを同列に論じた Mills (1943) も指摘している点であり、その原因は、社会あるいは社会秩序等の組織 (organization) をきちんと定義せずに解体 (dis-organization) を論じていることにある (Mills 1943: 172)。Mills による個々の概念の分析は鋭く、裏に隠されている仮定 (Gouldner のいう「背後仮説」) を的確にえぐり出し、社会病理・社会解体論者の偏向を指摘している。Mills の批判は全体として異論のないものだが、「抽象化のレベルが低く、そのため社会構造の広範な問題を扱えない」(Mills 1943: 170) という評は、少し点が辛すぎるように思われる。同じ傾向は Mills の後継者と目される Gouldner のレイベリング論批判にも見られる。

### 3-3 価値葛藤パースペクティブ<sup>19)</sup>

第2期に生まれた社会解体パースペクティブは、



第3期（1935-1954）でも社会問題論をリードしたが、この第3期には価値葛藤（value conflict）パースペクティブも一部の支持を得た（Rubington & Weinberg 1981b: 87-127）。

第1期、第2期には、T. VeblenやR. E. Parkのように社会における葛藤の存在を指摘した人もいたが、概して彼らは、社会評論家としてアカデミズムの外に位置する改革志向の実践家に対して話しかけていたにすぎない。第3期に入り、科学としての社会学の確立がさらに重要視されてくると、価値葛藤の見方はますます隅に追いやられることとなった。しかし、それでも忘れ去られることなく価値葛藤パースペクティブが、社会問題論として定立された。

価値葛藤パースペクティブは、欧米の葛藤論者の総合から生じてきた。初期のヨーロッパ社会学者には葛藤論的視点をとるものが多かった。たとえば、Marxは階級間の闘争（struggle）の観点から歴史を描写したし、Simmelは社会的相互作用の一形態として葛藤を分析した。<sup>20)</sup> アメリカではR. E. Parkらがヨーロッパの葛藤論の摂取に努めていた（Park & Burgess 1921）が、1930年代までは社会問題の研究に葛藤パースペクティブが応用されることはなかった。

1941年にFuller & Myersが2つの論文を発表したが、これらが価値葛藤パースペクティブの中核をなすものである（Fuller & Myers 1941a; 1941b）。

社会問題には客観的要因と主観的要因があると主張する彼らは、両者の関係を明らかにするために、まず社会問題を3つに分類する。物理的（physical）問題、改良的（ameliorative）問題そして道徳（moral）問題である。これらを分類する軸は、ある社会条件が好ましくないことについて合意があるか否かと、その問題に対してとられるべき主題について人びとが合意しているか否か

の2つが考えられる。3種の社会問題の関係を表にすると表3のようになる。

表3 社会問題の3分類  
(Fuller & Myers 1941a)

	条件の好ましくなさについて	取られるべき解決策について
1 物理的問題	一致	一致
2 改良的問題	一致	不一致
3 道徳的問題	不一致	不一致

物理的問題とは、それが好ましくないことに人びとは同意するのだが、その物理的原因に対しては有効な対策をもたないものである。竜巻や地震がその例である。取られるべき解決策がないという認識において人びとは一致しているのである。ここで注意が必要なのは、引き起こされる結果に対してとるべき対策と物理的原因そのものへの対策との区別である。前者については、人びとの間に論争が生じるかもしれない。

社会的状態が好ましくなく、なんらかの改善が可能であるという点で人びとは一致しているが、どんな行為がとられるべきかについて合意がないのが改良的問題である。これには犯罪や貧困が該当する。物理的問題が真に「社会」問題であるといえるか疑問であるのに対し、改良的問題は、それが人為的であるという意味で正真正銘の「社会」問題である。つまり、人びとの行う価値判断が社会問題を作り出すのみならず、その解決も妨げる。

道徳問題とは、それが好ましくないかどうかについても、また何がなされるべき（もしも必要ならば）かに関しても、人びとの合意がない問題である。墮胎やギャンブルがこれに含まれる。道徳問題における葛藤は究極的価値にまつわるものであり、改革や技術の手段にかかわる改良的問題で

の葛藤とは異なったものである。(Fuller & Myers 1941a).

続いての論文で、Fuller & Myersは、価値葛藤パースペクティブを命題化し、社会問題の自然史を論じる(1941b).

- 命題1 社会問題とは、かなりの数の人びとにより、彼らの有する社会的規範から逸脱しているとして定義される状態である。社会問題は、客観的状态と主観的定義とからなる。
- 命題2 客観的状态は、社会問題の必要条件ではあるが、十分条件ではない。
- 命題3 社会問題と定義される客観的状态において、文化的価値は重要要因として作用する。
- 命題4 文化的価値は、社会問題と定義された状態を解決しようとする動きにとって障害となる。なぜなら、人は自己の保持する信念や制度を害したり、それらの破棄を必要としたりする改良プログラムを支持しないからである。いみじくもWallerのいうように、人びとが望まないからこそ、社会問題は解決されないのである(Waller 1936: 928)。
- 命題5 ゆえに社会問題は、①状況が基本的価値に対する脅威であるか否か、②どのような改革プログラムを採用すべきか、の二つの価値葛藤を含む。
- 命題6 人びとが同じ価値を一致して共有するということはありえないので、社会問題は発生し、また持続する。
- 命題7 それゆえ社会学者は、社会問題の客観的状态のみならず、人びとの価値判断も研究しなくてはならない。

この命題群に基づいて、社会問題の「自然史(natural history)」という分析枠組が提出され

る。すべての社会問題が、意識(awareness)、政策決定(policy determination)、改革(reform)の3段階を経ると主張するのである。<sup>21)</sup>いくつかの集団がある状況を重要な価値に対する脅威とみなすのが意識段階であり、これをうけて周囲の人びとが問題への賛否を選択し、価値を再定義し、行為への提言を行うのが政策決定段階である。改革段階においては、ある集団が自己の価値に添うように行いを動員することに成功する。デトロイトのトレーラーハウス問題がこの適例として分析されている。ともあれ重要なのが、各段階で価値が欠かせない要因となっていることである。

価値葛藤パースペクティブには時代の反映がみられるとRubington & Weinbergは主張する。Fullerがこのパースペクティブの土台となる2論文(1937; 1938)を発表したのが大恐慌期であり、<sup>22)</sup>上に紹介した2論文が発表されたのが第2次世界大戦中である(Fuller & Myers 1941a; 1941b)。大恐慌と戦争とが葛藤論への関心を回復させたのだが、解体論者と異なり葛藤論者は、ほかの集団の利害や価値と競合する独自の利害や価値を人が有することに、悪、すなわち「解体」を見なかった。

さらにアメリカが参戦すると、社会学へ社会的価値を導入する正当化の根拠もできた。他方、社会解体パースペクティブに潜む偏向がMills(1943)により指摘され、価値自由な「客観的」方法で社会問題を扱っていると主張する解体論者が、実は自己をも欺いていることが示唆された。社会学者が避けようとしても価値判断を避けることはできないと指摘することで、Millsの批判は、社会学は価値を取り込むべきであると考えた社会学者たち(価値葛藤論者)を勇気づけた。

価値葛藤パースペクティブにおいては、社会学者は、科学としての社会学の外観を保つことより

も、社会に対するサービスに関心をもつべきであると考えられるようになった。たとえばFullerは、社会問題講座は「サービス講座」であるといっている(1937: 476)。社会問題の講義を受講する学生の大部分は、大学院へ進学して研究を進めるのではないのだから、**教科書**と、卒業後に市民として直面する社会問題の理解と分析、社会問題に対して行動をおこす際の助けとなる視点とを学生に与えれば十分であるとFullerは考えたのである。<sup>23)</sup>このような応用社会学の発想は、同時期の他の著作にも見られるという。<sup>24)</sup>

最後に価値葛藤パースペクティブの特徴を整理しておこう。

**i 定義** 社会問題とは、ある集団の成員がなんらかの行為の必要性をうまく一般の人びとに知らせることが出来た、その集団の価値とは相容れない社会状態である。

**ii 原因** 社会問題の根本原因は、価値や利害の葛藤である。さまざまな集団が、異なる利害を有するがゆえに他集団と対立する。この対立がひとたび葛藤へと昇華すると、社会問題が生じてくる。

**iii 条件** 社会問題の出現、頻度、持続、期間、そして結果に影響を及ぼす条件は、集団間の競争と接触である。2つ以上の集団が競争状態にあったり、ある特殊な接触状況にあったりするとき、葛藤は不可避である。多くの種類の社会問題が生じると、競合する集団は、いかにして問題を解決するかについても葛藤することになる。

Fuller & Myers (1941b) をはじめ葛藤論者は、社会問題が客観的状态と主観的定義とからなることを指摘する。客観的状态とは、接触と競争であり、主観的定義とは接触、競争、さらに財や権利の分布を定義し評価するさまざまな方法を反映するものである。社会問題は、時々刻々に変化

する両者の混合状態から生じてくる。

**iv 結果** 葛藤はコストとなる。低く位置づけられた価値のためにより高位の価値が犠牲にされる場合もときにはあるが、たいていの場合、行詰まりに終わるか弱い側の敗北に終わるかのどちらかである。葛藤は集団間に「悪感情」を生み出すが、逆に葛藤が集団の価値を明確化するという肯定的効果をもつという指摘もなされている。<sup>25)</sup>

**v 解決策** 価値葛藤パースペクティブで示唆される解決策は、合意 (consensus)、交換 (trading)、むき出しの勢力 (naked power) の3つである。もし対立しあう集団が、両者に共通のより高次の価値のために葛藤を解消できるなら、合意が実現する。もし民主主義の精神に則って交渉が成立するなら、価値の交換が可能となる。そして上の2条件が満たされないなら、最大の勢力を有する集団が主導権を握ることになる。

### 3-4 逸脱行動パースペクティブ

社会問題論においては、第1次世界大戦から1954年まで社会解体パースペクティブが主流を占めていた。この期間、アメリカ社会同様、社会学も多くの変化を経験し複雑化した。社会学部は膨張し、社会学の概念は倍増し、理論体系が成熟し、調査が主要目的となった。一般的な概念の発展にもかかわらず、社会解体パースペクティブは生き残り、競合する概念を打倒し、取り込んできた。ここでもわれわれは、Rubington & Weinberg (1981b: 128-180) によって社会解体パースペクティブから逸脱行動 (deviant behavior) パースペクティブへの移り変わり、それを促進した背景、さらに逸脱行動パースペクティブの諸特徴をみていこう。

最初に社会解体パースペクティブが長きにわたって主流を占めてきた理由を考察しよう。第1に、パースペクティブのさまざまな特徴がその地

位保持に有利に作用したということがある。社会解体パースペクティブは、体系的であり、対象を決定しようとする社会学の意向に沿い、発展しつつある科学としての規範に忠実であるように思われた。第2には、教科書遅滞 (textbook lag) がある。教科書は、学問の考え方や発見を次代へ伝達するのに大いに貢献するものだが、わかりやすく役に立つ教科書を作るのは若い学問にとってなかなか大変なことである。しかし一度活字になると、長い寿命を保つことになる。具体的には、社会解体パースペクティブの最も一般的な教科書であるElliott & Merrillの『*Social Disorganization*』が出版されたのが1931年であるのに対し、社会解体パースペクティブにとってかわる逸脱行動パースペクティブの最初の教科書であるClinard & Meier (1979) の初版が出版されたのは1957年のことという。<sup>26)</sup>

逆に、社会解体パースペクティブの繁栄を侵食する要因もあった。社会学が階層を上昇するための手段となるにつれ研究者数は大幅に増加し、また社会がゆたかになるにつれ調査のための財源が確立された。これらの要因により調査が盛んになってきたが、社会解体パースペクティブの概念は調査に適したものではなかったため、次第に疑問視されだしたのである。

社会学者が増加するにつれて、社会学に2つの学派が発展してきた。ハーバード大学を拠点とし社会構造を重視するハーバード学派と、シカゴ大学を拠点とし社会過程を重視するシカゴ学派とである。成熟した体系的な社会学理論を発達させるためには、社会問題を研究することは非常に大切であるという認識は両派に共通していた。しかし、そのアプローチについて両派は独自のものを主張した。逸脱行動パースペクティブはこれら両学派に根ざしている。

ハーバード大学の社会学は強い理論志向をもち、そこではE. Durkheim, M. Weber, V. Paretoのようなヨーロッパの古典が好んで読まれていた。そして、T. Parsonsと彼の弟子たちが、後に構造機能主義として知られることになる広範な理論的パースペクティブを編み出し、以後約30年にわたってアメリカ社会学が理論志向に傾斜する基盤を開いた。<sup>27)</sup>

対照的にシカゴ大学では、理論ではなく記述 (description) が強調された。1920年代から30年代に、シカゴ市を自然の実験室とみだてての研究が多くなされたのである。しかし、記述に重点を置く一方、社会解体の率が地域により異なることを説明する同心円理論が提唱され、この理論を支持するデータも収集された。<sup>28)</sup>

しかし、1950年以降、集団レベルでの相関を用いて個人の行動を説明する (たとえば、移民の間で犯罪率が高いというデータから移民は犯罪を犯しやすいと考える) 社会解体パースペクティブは疑問視されるようになった。個人レベルの相関は集団の相関から演繹しえないという認識が、逸脱行動パースペクティブを促進したのである。社会解体パースペクティブの概念は大まかすぎて、なぜある人が逸脱するのに他の人はしないのかを説明することができない。この欠点を克服するために逸脱行動パースペクティブは発展してきた。

理論は、時代を先取りすることがしばしばある。それを検証する方法論や技術が発達してくるのを理論は待たねばならない。なぜなら、その理解を助ける科学的視点が生み出され、操作概念へ翻訳されることが、理論が検証されるためには必要だからである。Rubington & Weinbergは、この事情はDurkheimのアノミー論についてあてはまるという。原著『自殺論』が1897年に出版されてから50年以上経過した1951年、アメリカで

の翻訳が出版された。<sup>29)</sup> Mertonが「社会構造とアノミー」(1938)という論文でアノミーと逸脱を論じるまでにしても40年以上経っているのである。

Merton(ハーバード大学でParsonsの教をうけている)は、文化的目標が過度に強調されながらも目標への合法的達成手段が閉ざされているときには、そのような状況にいる人間にとってアノミーは「自然な」反応であるという。目標と手段との不統合というアノミーが、四つの逸脱タイプを生み出すと彼はいう(表4)。**①革新**:新しい、制度的には禁止されている手段が目標達成のために採用される。**②儀礼主義**:人びとは目標を放棄し、手段のみを過度に強調する。**③逃避主義**:文化的目標も制度的手段も共に放棄される。**④反抗**:人びとは目標と手段の確立されている体系を別の体系ととりかえようとする。<sup>30)</sup>

表4 個人適応様式の類型論  
(Merton 1957=1961: 129)

適応様式	文化的目標	制度的手段
同調	+	+
①革新	+	-
②儀礼主義	-	+
③逃避主義	-	-
④反抗	±	±

(+…承認, -…拒否, ±…一般に行われている価値の拒否と新しい価値の代替)

Rubington & Weinbergは、以下の3点でアノミー論を評価する。第1に、これは多くの異なる社会問題に適用できる一般理論である。ホワイトカラーの犯罪、組織的なギャング、売春等は「革新」にあたり、精神病、麻薬中毒等は「逃避主義」の反映といえよう。第2に、アメリカ人の成功目標の強調(アメリカンドリーム)を前提とするなら、逸脱行動は状況への**正常な**反応と解す

ることができる。この場合、生物学的あるいは心理学的**異常性**を仮定する必要がなくなるのである。第3には、これにより人口のある部分(たとえば、下層階級の人びと)が他とは異なる逸脱率をもつということが説明される。アメリカ社会においては成功という目標はすべての人に対して等しく奨励されているが、成功を達成する合法的手段がすべてアメリカ人に入手可能というわけではないからである。

マートンのアノミー論は、逸脱行動論の二大潮流の一つとなり、その影響力は、アメリカの社会学が専門化を深めるにつれて強まった。アノミー論に基づいた調査研究が、1940年から1954年までに10、55年から64年の10年間に64も行われたという。<sup>31)</sup>

逸脱行動パースペクティブのもう一つの主流をなす分化的接触理論(differential association theory)は、シカゴ大学のE. H. Sutherlandによって唱えられた。Sutherlandは、Thomas & Znanieckiと同じく逸脱の創出に社会解体が大きな役割を果たすと考えるが、逸脱を生み出す社会構造的条件ではなく、人が逸脱者となっていく社会解体により注目した点で異なっている。

1939年に発表されたSutherlandの分化的接触論は、Donald R. Cresseyらにより以下の9命題にまとめられている。

- (1) 犯罪行動は学習されねばならない。
- (2) 犯罪の学習は言葉によるコミュニケーションを通じて可能になる。
- (3) この学習は、マスコミを通じてよりも、より身近な対人的接触を通じてなされる。
- (4) 学習される内容は、(a) 具体的な技術(犯罪手口)と、(b) 動機づけなど特殊な志向方位との2つからなる。

- (5) 動機づけの志向方位は、公法規定について好意的な定義と非好意的とのどちらを学ぶかによって決まる。
- (6) 法を破ることに好意的な定義が、それに非好意的な定義に優先したとき、ひとは犯罪にはしる。
- (7) かかる動機づけの学習は、どちらかの定義を身につけた人たちとの「接触頻度」、「接触期間」、「接触開始の時期」（若いときか老いてからか）および接触した相手の権威など「接触の強さ」によって検討されねばならない。
- (8) 犯罪の学習過程は、他のどんな学習にも見られるメカニズムすべてを含んでいる。
- (9) 犯罪は誰にでもある欲望や価値の表出でもあるが、他の普通の行動も同じ欲望や価値を表出しているゆえに、これら普遍的な欲望や価値で説明してはならない行動である。

(大村；宝月 1979：200)<sup>32)</sup>

つまり成功、地位、金銭などは同調行動の理由でもあるのだから、犯罪を説明するには対人的接触で学ぶ非行動機や非合理化をこそ検討せよという主張なのである。大村は、分化的接触から非行へと至るプロセス間に介在する2つのプロセスをSykes & Matza (1957) の中和の技術論で補って図6のようにダイアグラム化する。分化的接触論の修正については、2章の4-3でBurgess & Akersのものも紹介する。

Rubington & Weinbergは、この分化的接触論がアノミー論を補完するものと考えようになっていく、その後の流れを追う(1981b: 133-135)。双方ともに、「逸脱行動は社会生活の自然な一部とみなされる」という公理を展開したものであるが、Mertonの理論は、「なぜ社会のある一部で他の部分より逸脱行動の比率が高いのか」を説明するが、「なぜその一部に属する人びとのうちのあ

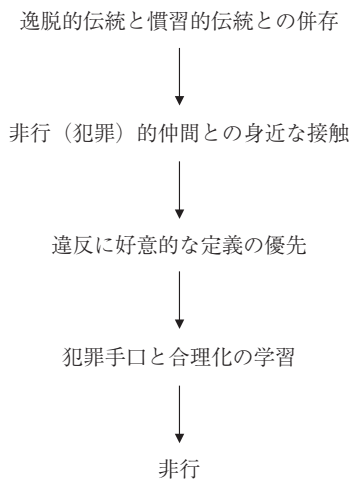


図6 分化的接触論の因果連鎖  
(大村；宝月 1979: 200)

る人が逸脱し、他の人は逸脱しないのか」を説明しない。逆にSutherlandの理論は、社会的相互作用に基づいた議論であるだけに、前者の疑問には答えないが、後者には回答を与える。<sup>33)</sup>

最初の統合の試みは、A. K. Cohenによってなされた(Cohen 1955)。労働者階級の少年は中産階級のために確立されている学校制度の中でアノミー状況に直面するとCohenは主張する。その結果少年たちは、中産階級の価値観に反動形成して、非行下位文化(deviant subculture)を創出する。そして、分化的接触の過程を通じてこの下位文化は伝達されるというのである。

もう1つの有名な試みにCloward & Ohlin (1960)がある。彼らは、文化的目標、制度的手段(合法的機会)に加えて非合法的機会構造も考慮されねばならないと主張する。逸脱下位文化は、合法的機会同様、非合法的機会の存否に対応して生じてくるものである。<sup>34)</sup>

逸脱行動パースペクティブの最初の教科書が出版されたのは1957年であった。M. B. Clinardの

『逸脱行動の社会学』というこの本は、1963年、1968年、1974年に改版され、1979年にはR. F. Meierとの共著で第5版が出されている。これは逸脱行動パースペクティブの最初の体系化であり、その中では逸脱行動を生み出す社会的要因への取り組みが求められている。この本が出版されると、大学の社会問題講座は改題され、かつて「社会問題」や「社会解体」の名を冠せられていた講義が「逸脱行動の社会学」と呼ばれるようになった。

宿題としておいた社会問題と逸脱行動の概念の異同が、ここで再び問題となってくる。しかしここでも、社会問題は逸脱行動を包括するより広い概念という指摘を再度行うにとどめる。両概念の変遷は次章以降、レイベリング論の歴史を論じる際に言及される。その総括は4章3節において行われる。

最後に、Rubington & Weinberg (1981b: 135-136) による逸脱行動パースペクティブのまとめを挙げる。

i **定義** 社会問題は規範的期待の侵犯を反映する。規範からはずれた行動や状況が逸脱である。<sup>35)</sup>

ii **原因** 逸脱行動の原因は不適当な社会化(たとえば、逸脱的習慣の習得が非逸脱的習得よりまさること)にある。この社会化は第一次集団関係の文脈で生じると考えられる。

iii **条件** 因襲的習慣を学習する機会が制限されていること、逸脱的習慣を習得する機会が増加すること、合法的目標を達成する機会が制限されていること、そして、ストレス、の4つが、行動の逸脱的パタン進化の条件である。

iv **結果** 逸脱行動の多くは社会にとってコストとなる。ギャングのような非合法的社会的世界の確立がその例である。逆に、どんな行動が罰せ

られるかを人びとに示すという意味で有用ともいえる。

v **解決策** 根本的な解決策は再社会化であり、その最良の方法は、行動の合法的パタンとの第一次集団接触を増やし、非合法的パタンとの第一次集団接触を減らすことにある。同時に、緊張(strain)を減じようような機会構造が開かれていなければならない。

以上、Rubington & Weinberg (1981b) の記述を中心として4つのパースペクティブの特徴をみてきた。レイベリングパースペクティブを加えた5つのパースペクティブの全盛時代を表にしたのが表5である。

表5 5つのパースペクティブの隆盛期 (Rubington & Weinberg 1981b: 236)<sup>36)</sup>

第1期	基礎確立期 (1905-1918)	社会病理 パースペクティブ
第2期	科学主義の確立期 (1918-1935)	社会解体 パースペクティブ
第3期	理論・調査応用の統合期 (1935-1954)	価値葛藤 パースペクティブ
第4期	専門化の進行期 (1954-1964)	逸脱行動 パースペクティブ レイベリング パースペクティブ

社会病理パースペクティブにおいては、社会学者は楽観的で、社会が自然法にしたがって成長していくのをどう助けていくか、その研究を使命と考えていた。彼らは社会改革者であり、その著作は道徳的義憤に満ちていた。医学モデルにのって「病氣」の人びとを研究対象とした。

社会解体パースペクティブでは、新しい学問を構築する科学者としての社会学者観が、社会改革者にとってかわった。概念や理論の発展とその検

証が第1に考えられ、社会の規則が研究対象とされた。

価値葛藤パースペクティブは、価値自由科学としての社会学に反対し、どちらか一方の側にくみすることを奨励した。その裏には大恐慌と第2次世界大戦の影響がある。

逸脱行動パースペクティブは、社会解体パースペクティブの課題であった「科学としての社会学」の探求をさらに発展させた。そこでは、社会学者は理論の含意を検証すべきであるとされた。

これら各パースペクティブはまた独自の強調点を有する。社会病理パースペクティブは人間、社会解体パースペクティブは規則、価値葛藤パースペクティブは価値と利害、逸脱行動パースペクティブは役割、そしてレイベリングパースペクティブは社会的反作用である (Rubington & Weinberg 1981b: 235-242)。

すでにみてきたように、各パースペクティブにおいて考えられている因果関係も独自なものであり、社会問題というものの把握の仕方やその時代の社会状況、あるいは社会学の状況によって規定されている。筆者が主張する「定義が理論を決定する」という社会問題論の性格が、これで少し明らかになったと思われる。

社会問題論の系譜と各パースペクティブの特徴を踏まえて、議論をレイベリング論へと進めよう。レイベリング論は、先行パースペクティブ、とりわけアノミー論をかなり意識していた。

## 2章 レイベリング論の登場

前章においてレイベリング論を論じるための前段階として、社会問題論の特徴とレイベリング論以前の社会問題論の系譜とを、アメリカ社会学の発展と対比しつつ簡単に眺めてきた。本章では、いよいよ本論の主題であるレイベリング論を取り上げるのだが、この「レイベリング論」は多くの論者が指摘するように、一種得体の知れない理論なのである。<sup>37)</sup>「これがレイベリング論だ」という決定版は存在せず、同じような傾向をもっている(と思われた)主張群が、Beckerの有名な文句「社会集団は、ある特定の人びとにアウトサイダーとレイベリング (labeling) することによって逸脱を生み出す」(Becker 1973 = 1978: 17) から言葉をとって、一括して「レイベリング論」と呼ばれるようになったのであり、その内容もさることながら、この名称ゆえに多くの人びとにより共鳴、利用、展開、誤解されていったのである。本論の目的は、この「レイベリング論」の歴史を跡づけてみることにある。

1節ではまず、本論で取り扱う「レイベリング論」主要文献の一覧表を掲げる。続いてそれらを発表年代でいくつかのグループに分け、内容を紹介していく。この際、「レイベリング論」の本家と目されるもの (Lemert 1951, Becker 1963等) の内容はかなり詳細に検討されることになるが、それは彼らの著作に「レイベリング論」を読みとった批判者たちの読み方を評価するに際してこの作業が欠かせないからである。

「レイベリング論」は、多くの文献が切磋琢磨しあいつつ形成してきた一つの「現象」<sup>38)</sup> である。最初の雛形が批判という反作用を受け、それに対応するように修正し、発展していく、まさにそれ自身も相互作用分析の対象となりうる形でレ



イベリグ論は発展してきた。その発展過程においては、理論の内部的要請が大きく働いたことはいうまでもないが、社会状況といった外部的要請の影響も見逃せないだろう。

## 1節 レイベリグ論の自然史

まず表6を参照されたい。1963年に先に触れたBeckerの『*Outsiders*』が出版されたのだが、前年の1962年に、レイベリグ論に言及する際に常に引用されるKitsuseとKai Eriksonの論考が発表されている。Beckerを加えた3人がレイベリグ論の中心とみなされてきた。そこで1章の表1の区分第4期にあたる部分、とりわけその後期の1960年代前半をレイベリグ論の登場期と捉えることができよう。

これらに対し、Clark & Gibbsが1965年に最初のコメントを行い(1965)、1966年に同じGibbsによってまとまった批判が初めて発表された(1966)。その後レイベリグ論批判として有名なBordua (1967)、Akers (1968)と続くので、第5期にあたる1960年代後半は、レイベリグ論への初期の批判が行われた時期と考えられよう。

1960年代後半以降敵味方入り乱れての論戦が展開されたが、1970年を境にレイベリグ論者の側の主張にトーンの変化が生じてきた。Blumer (1971)、Schur (1971)、Becker (1973)等で「レイベリグ論」という名称が選択された。それで第6期の前半にあたる1970年代前半をレイベリグ論の変質期としよう。

1970年代後半からが総括期である。主要論点 は出尽くし、実証研究もかなり行われた。レイベリグ論「現象」に関わりの深いと思われる、1960年代の社会運動の盛り上がりも落ち着き、運動の見直しの機運も出てきた。1975年には、レイベリグ論批判の集大成ともいべきGove,

ed. (1975) が出版され、翌1976年、アメリカ社会問題研究学会 (Society for the Study of Social Problems) が創立25周年を迎え、その機関誌『*Social Problems*』は活動をふり返り、記念特集を組んだ(24巻1号)。表6からも明らかのように、レイベリグ論関係の論文の大多数が『*Social Problems*』誌上に発表されており、レイベリグ論を語る上でこの雑誌を忘れることはできない(4章の1-2で詳述する)。逆に、雑誌『*Social Problems*』にとってもその歴史はレイベリグ論抜きには語れないのである。

大雑把な区分ではあるが、レイベリグ論の自然史を4段階に分けて考える。表1との対比を含めて表にしたのが表7である。本論ではこの区分に沿って、レイベリグ論の自然史を辿っていくことにする。まず2節でa期以前のレイベリグ論の源流を扱ったあと、3節でa期、4節でb期の論考が紹介される。

## 2節 レイベリグ論の源流

まず本節では、一般にレイベリグ論者と目され、引用されてきたBeckerやKitsuse, Eriksonの初期の著作をみていく前に、彼らの先駆者と目されているTannenbaumとLemertを取り上げる。何がレイベリグ論であるかについて一致した見解がない以上、その出発点を定めるのは難しいのだが、この2人はBeckerの『*Outsiders*』の中でも「レイベリグ論により逸脱が生み出される」という見解を既に表明していたと言及されている(Becker 1963=1978: 30. (原註6))。その後も「レイベリグ論者」として紹介されることが少なくないので、レイベリグ論「現象」の全貌を知る上でぜひとも紹介しておかなくてはならない。

表6 レイベリング論主要文献等年表\*

\*：雑誌『Social Problems』のみ号番号を示す。  
(Becker 論文後の数字は Becker ed. 1964 での章番号を示す。注 47 を参照のこと。)

年	著者ほか	論文名・著書名	収録誌 巻(号)
1938	Tannenbaum	『 <i>Crime and Community</i> 』	
1951	Lemert	『 <i>Social Pathology</i> 』	
	Becker	The Culture of a Deviant Group. (5)	AJS 57
1953	Becker	Becoming a Marihuana User. (3)	AJS 59
	Becker	Marihuana Use and Social Control. (4)	HO 12
1955	Becker	Careers in a Deviant Occupational Group. (6)	SP 3
1960	Becker	SP の編者者となる：SP 9-2 (1961) - 12-3 (1965)	
1961		SP 9-2	
1962	Kitsuse	Societal Reaction to Deviant Behavior.	SP 9-3
	Erikson	Notes on the Sociology of Deviance.	SP 9-4
1963	Kitsuse & Cicourel	A Note on the Uses of Official Statistics.	SP 11-2
	Becker	『 <i>Outsiders</i> 』 1st.ed.	
1964	Becker (ed.)	『 <i>The Other Side</i> 』	
	Scheff	The Societal Reaction to Deviance.	SP 11-4
1965	Bryan	Apprenticeships in Prostitution.	SP 12-3
	Sudnow	Normal Crime.	SP 12-3
	Clark & Gibbs	Social Control.	SP 12-4
	Schur	『 <i>Crimes without Victims</i> 』	
1966	Becker	SSSP 会長演説 (8月)	
	Bryan	Occupational Ideologies and Individual Attitudes.	SP 13-4
	Erikson	『 <i>Wayward Puritans</i> 』	
	Gibbs	Conceptions of Deviant Behavior.	PSR 9
	Scheff	『 <i>Being Mentally Ill</i> 』	
1967	Becker	Whose Side Are We on?	SP 14-3
	Bordua	Recent Trends.	Annals 369
	Lemert	『 <i>Human Deviance, Social Problems, and Social Control</i> 』 1st.ed.	
1968	Akers	Problems in the Sociology of Deviance.	SF 46
	Alvarez	Informal Reactions to Deviance in Simulated Work Organization.	ASR 33
	Gouldner	The Sociologist as Partisan.	AS 3
1969	Schur	Reactions to Deviance.	AJS 75
1970	Gove	Societal Reaction as an Explanation of Mental Illness.	ASR 35
1971	Blumer	Social Problems as Collective Behavior.	SP 18-3
	Riley	Partisanship and Objectivity in the Social Sciences.	AS 6
	Schur	『 <i>Labeling Deviant Behavior</i> 』	
1972	Lemert	『 <i>Human Deviance, Social Problems, and Social Control</i> 』 2nd.ed.	
1973	Becker	Labelling Theory Reconsidered. In 『 <i>Outsiders</i> 』 2nd.ed.	
	Hagan	Labelling and Deviance.	SP 20-4
	Schervish	The Labeling Perspective.	AS 8
	Thio	Class Bias in the Sociology of Deviance.	AS 8
1974	Lemert	Beyond Mead.	SP 21-4
1975	Gibbs & Erikson	Major Developments in the Sociological Study of Deviance.	ARS 1
	Goode	On Behalf of Labeling Theory.	SP 22-5
	Gove (ed.)	『 <i>The Labelling of Deviance</i> 』 1st.ed.	

	Rains	Imputations of Deviance.	SP 23-1
1976	Coser & Larsen (eds.)	『 <i>The Uses of Controversy in Sociology</i> 』 SP 24-1: SSSP 25th. Anniversary Issue.	
1978	Goode	『 <i>Deviant Behavior</i> 』	
1980	Gove (ed.)	『 <i>The Labelling of Deviance</i> 』 2nd.ed.	
	Schur	『 <i>The Politics of Deviance</i> 』	
1982	Harris & Hill	The Social Psychology of Deviance.	ARS 8

Abbreviations

AJS: <i>American Journal of Sociology</i>	Annals: <i>The Annals of the American Academy</i>
ARS: <i>Annual Review of Sociology</i>	AS: <i>The American Sociologist</i>
ASR: <i>American Sociological Review</i>	HO: <i>Human Organization</i>
PSR: <i>Pacific Sociological Review</i>	SF: <i>Social Forces</i>
SP: <i>Social Problems</i>	SSSP: The Society for the Study of Social Problems

表7 レイベリング論の自然史とアメリカ社会学史

レイベリング論の自然史	アメリカ社会学の時代区分
a 期 登場期 (1954-1964)	第4期
b 期 批判期 (1964-1970)	第5期
c 期 変質期 (1970-1975)	第6期
d 期 総括期 (1975-)	

2-1 悪の劇性化：Tannenbaum

逸脱行動と社会的レイベリングとのダイナミックな関係を社会的相互作用の観点から最初に論じたのは、Frank Tannenbaumの『*Crime and the Community*』(1938)である。この本が、社会事象の相互依存性を認識して、狭い専門の枠を超え、学際的視野の下に編まれた教科書シリーズの一冊でありTannenbaumが、専門分野をラテン・アメリカとする歴史学教授であることは、序文に述べられているという(吉岡 1982a: 1-2).<sup>39)</sup>

Tannenbaumはまず、「犯罪者も社会的存在としての人間であり、彼は確かに一般社会の規範から判断すれば逸脱であるかもしれないが、彼の属する集団の規範には順応しており、その意味では逸脱者ではないことになる」と逸脱概念の相対性

を指摘する。そしてこの相対性の概念を追及すると、「問題は犯罪者が非犯罪者から区別される特質は何かではなくて、いかにして彼が犯罪者集団に属するようになり、なぜその犯罪者集団が社会の他の集団とちがって、社会と葛藤関係に立つ特殊な地位を占めるようになったかである」ということになる(藤本 1978a: 125. 強調は南)。

この犯罪現象を理解するための重要な要素として、Tannenbaumはスティグマ化(stigmatization)をとり上げ、この「烙印押し」こそ犯罪行動への触媒体(catalystic agency)の役目を果たすものであるとして、成人犯罪者の非行経歴について次のように説明する。

犯罪行動の始まりは、大人の社会における子どもた

ちの非作爲的な行動の一部にあり、その大人の社会は小さな子どもたちの諸活動に烙印を押し定義づけるところの態度や組織化された制度をもつ社会である。犯罪者の経歴はその環境の中での成長の選択的な過程であって、成人犯罪者は一連の継続的活動と経験の産物でありその総和である。いわば成人犯罪者は非行少年の後身である。

(藤本 1978a: 125-126.)

Tannenbaumがレイベリング論のいう「悪循環説」の祖とされるのは以下の「悪の劇性化」(dramatization of evil) の概念ゆえである。

特別な処置のために子どもをその所属集団から分離する第1の悪の劇性化は、おそらく他のいかなる経験よりも犯罪者を作り出すことにおいて重要な役割を演ずるのである。子どもにとって状況全体が別なものになってしまうということは、いくら強調しても強調しすぎるということはない。彼はいまや別の世界に生きることになり、レッテルを貼られる。新たなそれまで存在しなかった環境にまっさかさまに落されるのである。それゆえに犯罪者を作るプロセスとは、レッテルを貼り、定義づけをし、同一化させ、隔離し、記述し、強調し、意識させ、自覚させるという1つのプロセスである。それは非難されている諸特性を刺激し、暗示し、強調し、喚起させる方法となる。もし、刺激とそれに対する反応の関係の理論がある意味を持っているとすれば、それは、この非行少年を取り扱う全過程が少年を非行者として、彼自身にかあるいはその環境に同一化させるという限りにおいて有害であるということである。(略)

人間は彼がしかじかであると評価されたところのものとなる傾向をもつ。しかも、その評価が処罰しようとする人びとによってなされたか、あるいは改

善しようとする人びとによってなされたかは問題でないように思われる。どちらの場合であれ、強調されるのは非とされる行為である。両親であれ、警察官であれ、また年上の兄弟であれ、裁判所であれ、あるいはプロベーション・オフィサーであれ、青少年施設であれ、彼らが非難される事実に基づいている限り誤った基礎に基づいているということになる。熱中するということ自体がまさに彼らの目的に反するのであり、彼らが悪を改善しようと努めれば努めるほど、ますますその悪は彼らの手のうちで大きく成長するのである。

(藤本 1978a: 128-129.)<sup>40)</sup>

この「悪の劇性化」を図式化したのが、図7である。

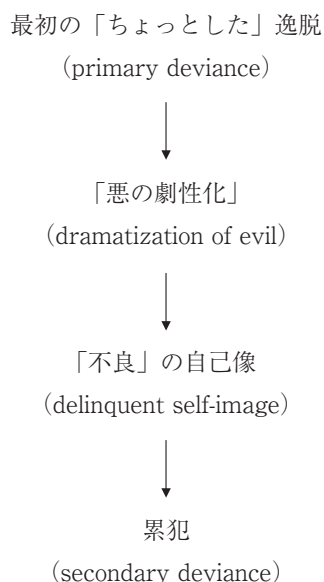


図7 「悪の劇性化」のダイアグラム  
(大村；宝月 1979: 211.)

以上のような Tannenbaum の叙述に藤本は「最も素朴な形でのレイベリング論の萌芽」(藤本 1978b: 92) を見るのであり、これが一般にとられている見解であると思われるが、レイベリング論が何であるかという明確なコンセンサスがない以上、また心理学、社会学、犯罪学と異なる土俵の上でレイベリング論が論じられている以上、「アメリカ社会の犯罪現象と刑事制度について記述するものと概括しうるのであり(いわば社会学的な)犯罪学の理論的基礎作業という意味合いは薄いと思われる」(吉岡 1981a: 5) という評もまた可能なのである。<sup>41)</sup>

## 2-2 第2次逸脱：Lemert

「以上においてみたごとく、われわれは最も素朴な形でのレイベリング論を Tannenbaum の諸説の中に見出し得るのであるが、Tannenbaum においては、レイベリングプロセスの重要性を指摘しながらも、それをひとつの体系化された理論として構築する試みはなされていないのである。レイベリング論を初めて体系化しようと試みたのは、「レイベリング論の父」といわれる Edwin M. Lemert であり、1951 年に発表された『*Social Pathology*』においてである」(藤本 1978b: 94-95)。<sup>42)</sup> 彼のこの書は、第1部「理論」編と第2部「逸脱と逸脱者」編とからなるが、以下理論編の内容を紹介していく。

まず第1章「イントロダクション」において Lemert は、本論でも引用した Mills の社会病理論や社会解体論の批判等を引き合いに出し、「社会病理」についての新しい体系的理論の構築の必要性を訴える。続いてこの理論が満たすべき6つの基準を呈示し、<sup>43)</sup> 生物学的アプローチ、心理学的・精神学的アプローチをこの基準に照らして、批判的に検討する。これは本論1章の1-1に対応する作業である。そして社会学的アプローチの

検討において、正常と病理の二分法を捨て去り、「病理」の語に潜む道徳性・非科学性の否定を推し進め、「社会病理学」を社会的分化 (social differentiation) および個別化 (individuation)、ならびに統計的な意味での逸脱 (deviation)<sup>44)</sup> を扱うものとして一般社会学理論の中に統合すべきことを主張する。

逸脱への社会による知覚や反作用には強い承認から無関心を経て強い否認に至るまでの多様性が存在することから、Lemert は、社会病理現象のある特定の時間・空間において社会的に否認される分化された行動と考える「社会的分化、逸脱、および個別化の理論」を呈示する。

- (1) 人間行動には、ある時間・空間に特有の行動様式が存在し、同時にこの様式からの逸脱も存在する。
- (2) 行動的逸脱は、社会組織を通じて表出される文化葛藤の関数である。
- (3) 逸脱に対して、強い承認から無関心を経て強い否認へとわたる多岐な社会的反作用が存在する。<sup>45)</sup>
- (4) 社会病理 (sociopathic) 行動とは、効果的に (effectively) 否認された逸脱である。
- (5) 逸脱者の役割・地位・機能・自己定義は、彼の従事する逸脱の量、逸脱の可視性 (visibility)、社会的反作用に直面する経験、社会的反作用の性質と強さ、といった重要要因によって形成される。
- (6) 逸脱者の社会参加の制限と自由とは、彼の地位・役割・自己定義によって直接決定される。生物学的制限が大きくものをいう例は大変少ない。
- (7) (a) 人間が動物的な行為主体 (agent) であり、かつ (b) 社会的反作用の作用限界として動く構造化が個々人のパーソナリティに存在するため、逸脱者は社会的反作用による傷つきやすさ (vulnerability) に関連して個別化される。(Lemert 1951: 22-23.)

上記の7命題は、先に触れた6基準を満たすべくLemertが自身の理論を命題化したものである。これは数学における公理のようなものではなく、後に続く分析の出発点として提出されるものであり、その後の章で展開され、各種の社会病理行動を扱う第2部において経験的に検証されるべきものであるという。そして第1部の残り第2章から第4章において7命題の内容である理論が検討されている (Lemert 1951: 3-26)。

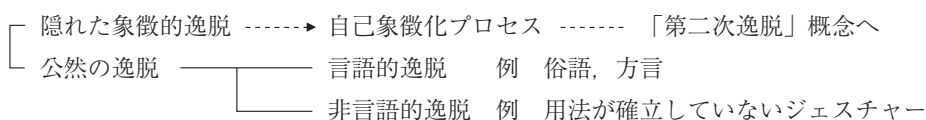
第2章では分化が扱われる。分化とは、人間が、所属する集団の中心的傾向や平均的特徴から異なることである。最頻的な構造や価値についての分化は、統計的意味での「逸脱」(deviation)という言葉で表現される。Lemertは、社会病理的逸脱の行動的側面における分化にはいる前に、生物学的分化・人口統計学的分化の存在を指摘し、規範の定義を試みる。彼によれば規範とは、「集団、コミュニティ、あるいは社会の成員により、明示的にであれ暗黙にであれ、保持され、回顧的に認知される、行動の多様性の限界」である。つまり、人びとはその規範が破られたときにのみそれに気づくのである。規範の分類軸としては、許容的から強制的に至る連続線と命令的か禁止的かの二分法との2つが有効な軸として推奨される。彼の分類と簡便化のため図示したのが表8である。また、逸脱の生じる文脈に関して、個人的、状況的、体系的の3種の逸脱の区分が考えられる。個人的逸脱とは、個人に特有の属性、すなわち個人

のパーソナリティ、態度、動機づけから生じるものであるが、Lemertはあまり重視しない。彼が重視するのは、社会状況や社会構造からの圧力のため生じる状況的・構造的逸脱であるがここでは詳述しない。前者の例としては、Mertonがアノミーの説明に用いた文化的目標と制度的手段の喰い違い、後者では価値の多元化を前提とする多元的社会が例として述べられていることを紹介するに留めておこう (Lemert 1951: 27-53)。

次に第3章で逸脱への社会的反作用がさまざまな点から取り上げられるが、ここで注目されるのは反作用を逸脱と侵犯された規範との交互作用と考えていることであり、「寛容の商」(tolerance quotient)の概念を導入していることである。これは、ある地域での否認された行為の総量の測度を分子にとり、問題となっている行動に対するこの地域の人びとの寛容度の測度を分母にとって、その比(商)を考えようというものである。Lemertはこれをデータをあてはめるまでには展開せず、社会的反作用を決定する要因間の関係を概念的に示すものとして持ち出してきたものようだが、おもしろいアイデアであり、今後検討、展開の余地が大いにあるように思われる。

続いてLemertは、本論でも1章の3-3で紹介したFuller & Myers (1941b)の社会問題の自然史の枠組みを検討して、社会的反作用の結果として以下の3つを挙げる。(1)逸脱行動を究極的には受け入れ、それを一般的、地方的、あるいは特

表8 Lemertの逸脱行動の分類



殊的文化へ統合する。(2) 逸脱的社会組織と正常な社会組織との不安定な平衡あるいは共生的関係。(3) 社会文化的新規性(つまり逸脱)を完全に拒否する。

社会的反作用の落ちつく形が社会レベルでは上のようになるとすると、個人レベルではどうなるか、それが次の第4章の考察対象であり、後のレイベリング論との関連で重要なところである(Lemert 1951: 54-72)。

Lemertによれば、逸脱者は分化および孤立化プロセスの産物である。逸脱的文化(規範)の支配する地域で生育した子どもは逸脱役割を自然に内面化していくこともあるだろうが、普通人間は、それらを合理化し、正当化しながら少しずつ内面化していく。しかしそのプロセスにおいて、実際に逸脱行動に従事すると彼の自己定義(self-definition)は、急激な変容を迫られることになる。

自己定義や自己理解(self-realization)は、突然の知覚の産物である場合が往々にして多く、それらが象徴する新しい役割が自己定義や自己理解に引き続いて生じる時、それらはとりわけ重要である。(Lemert 1951: 74-75)

従来、社会病理行動を説明すべく数多くの理論が提起されてきたが、この現象は原初的(original)原因と効果的(effective)原因とが混同されてきたために生じているとLemertは考える。アルコール中毒者、犯罪者、吃音者になぜなったのかという原初的原因と、そのような逸脱状況にある者を拘束する状況的要因である効果的原因とは峻別されねばならない。狭い社会学的(あるいは社会心理学的)見地からいうと、逸脱は主観的に構成され、行動役割へと変形され、そして地位分配の社会基準となってはじめて重要となってくる。

逸脱者は、自己の逸脱行動に対して象徴的に反作用し、自身の社会心理パターンの中にその逸脱行動を位置づけなければならないのである。

合理化されたり、社会的に受容される役割の機能として扱われている限りは、逸脱行動は徴候的かつ状況的な第1次(primary)逸脱に留まる。しかし、社会的反作用の主観的側面である「ミー」(me)に逸脱行動が取り入れられると変化が生じる。

逸脱行動やそれに基づく役割を、逸脱行動の結果生じる社会的反作用によって生じる公然のあるいは隠れた問題に対する防御、攻撃、適応の手段として人が用いるとき、その逸脱は第2次(secondary)逸脱となる。

(Lemert 1951: 76)

Lemertによれば、一度の逸脱行為が第2次逸脱に至る十分な社会的反作用を生ぜしめることは稀である。多くの場合には個人の逸脱と社会的反作用との間に漸進的相互関係が存在し、逸脱行動のちょっとした増大から社会的反作用が合成され、社会と逸脱者との間の内集団化と外集団化が明白となる点に到達する。この時点で逸脱者への烙印押しが、悪評(name-calling)、レイベリング、ステレオタイプ化(stereotyping)の形で生じてくる。第2次逸脱へ至る過程は以下の如くである。

- (1) 第1次逸脱
- (2) 社会的処罰(penalties)
- (3) さらなる第1次逸脱
- (4) より強い処罰と拒否
- (5) さらなる逸脱(ひょっとすると処罰者に焦点を合わせ始めた敵意と恨みが伴う)

- (6) 危機が寛容の商に達し、逸脱者に烙印押しをするコミュニティの公的活動に表現される。
- (7) 烙印押しと処罰とに対する反作用として逸脱行動が強化される。
- (8) 最終的には逸脱的社会的地位が受け入れられ、逸脱的役割を基盤として適応への努力がなされる。
- (Lemert 1951: 77)

社会的定義と主観的自己定義とが一致させられ、一般化されるとき、このパーソナリティ変化（第2次逸脱）はもっとも劇的となる。

第2次逸脱者は、その社会参加がさまざまな要因により制限されることになる。逆に、社会参加になんらかの障害をもつようになったとき、人は第2次逸脱者と自認するのかもしれない。Lemertは、社会参加を決定する内的・外的要因を論じているが、これを一覧表にしたのが表9である。

表9 個人の社会参加を限定する要因  
(Lemert 1951: 81-89)

1	外的要因:コミュニティや社会により構築される限界
	i 年齢, 性, 身体的特徴に基づくもの
	ii 経済的制限
	iii 地理的・人口統計的要因に基づくもの
	iv 移動性 (mobility)
2	内的要因:パーソナリティの構造的・限定的側面
	i 態度的制限
	ii 知識と技能
3	外的要因と内的要因との交互作用

さらに、第2次逸脱者の適応・不適応を決定する条件を論じ、将来の研究課題を提示して、Lemertは理論的作業を終了する (Lemert 1951: 73-98).<sup>46)</sup>

長きにわたって紹介してきたが、Lemertのこの著作は、価値中立的概念（であった）逸脱 (deviation) を用いることで、病理性、道徳性といった価値判断を払拭し、「社会問題論」から「逸脱の社会学」への橋渡的存在といえる (吉岡 1982a: 13-14)。星野がLemertの論を「逸脱行動論」と呼んだのも、同じことをいわんとしていたのだろう (星野 1975: 25-26)。

しかし、社会的反作用を重視し、第1次逸脱と第2次逸脱とを区別したという点で、従来の立場と異なる新機軸を打ち出したことは紛れもない事実である。Beckerは、このLemertとTannenbaumとを引き合いに「レイベリング論」を構築していく。3節では、さらにKitsuseとErikson、精神病にレイベリング論を適用したScheffを検討する。

### 3節 初期のレイベリング論

本節では、「レイベリング論」という呼称を生んだBeckerの『*Outsiders*』、彼が雑誌『*Social Problems*』の編集者として発表の機会を提供したKitsuseやErikson等の論文が中心となる。さらに発表年代は少し下がるが、Scheffの『*Being Mentally Ill*』(1966)も「レイベリング論」の流れを知る上で重要な基盤文献である。

#### 3-1 Beckerの『*Outsiders*』

Howard S. Beckerは、1951年にシカゴ大学でPh. D.を取得した後、シカゴ大学、スタンフォード大学、ノースウェスタン大学で教鞭をとっている。『*Outsiders*』は、彼が1950年代にマリファナ使用者やダンスミュージシャンを参与観察した成果 (表6参照) に、理論的考察を加えて1963年に1冊の書物として出版された (Becker 1963 = 1978: 2).<sup>47)</sup>

Beckerによると、社会集団はいろいろな規則



をつくり、それをその時どき、場合にに応じて執行しようとする。そして規則に違反したとおぼしき人物をアウトサイダーとみなすのである。しかし、ここでアウトサイダーとレイベリングされた人間の視点からいうと、判定者をアウトサイダーとみなすことも可能となる。『*Outsiders*』においてBeckerが目指すのは、このアウトサイダーという両義的用語法によって指摘しうる状況と過程、つまり「規則違反と規則執行の諸状況と、ある人びとが規則を破るにいたり、他の人びとが規則を執行するにいたる諸過程と」を明らかにすることである。この際彼の念頭にある規則とは、「現実操作的な原則とでもいった、執行の意図によってたえず再生している規則」である (Becker 1963 = 1977: 7-9)。

社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規範をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らをアウトサイダーとレイベリングすることによって、逸脱を生み出すのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが「違反者」に適用された結果なのである。逸脱者とは首尾よくこのラベルを貼られた人間のことであり、また、逸脱行動とは人びとによってこのラベルを貼られた行動のことである。<sup>48)</sup>

(Becker 1963 = 1978: 17. 強調はBecker)

逸脱とは、行為それ自体に属する性質ではなく、ある行動の当事者とそれに反応する人びととの間の相互作用に属する性質なのである。

(Becker 1963 = 1978: 24)

これが、社会的反作用を重視する逸脱論群を「レイベリング論」と呼ばれるようにせしめた、Beckerによる逸脱の定義である。この部分のみ

が増幅されて考えられた結果、「社会的反作用により逸脱の原初的原因まで説明する」理論と考えられるようになった (宮沢 1978: 193)。これは従来の「社会的反作用 (刑罰) が逸脱 (犯罪) を抑止する」<sup>49)</sup> という抑止論に親しんできた法学者や犯罪学者の通念に真向から対立するものであり、だからこそ、おそらく (Hagan 1973) かつセンセーショナルだったのである。

しかし、本来Beckerが目指していたのは、Lemertのいう「第2次逸脱」、つまりレイベリングの過程を探求することなのである。規則が普遍的な承認を得ているものではなく、葛藤と紛糾の対象、つまり社会の政治的過程の一領域である以上、個人の逸脱経歴と法の執行過程とが、単にレイベリングが個人へもたらすインパクト以上に重要な研究対象となってくるのである。

上の定義のように逸脱が他者のレイベリングという反作用を介して生み出されるものであるとすると、当該行為が逸脱とカテゴリー化しうるか否かは、他者の反応が起こった後でなければ決定しえないという難点は認めざるを得ない。しかしだからといって、他者によって逸脱とみなされた行為のみが「真」の逸脱であると主張するわけではない。「他者によって逸脱とみなされるか否か」という側面の他に、Beckerは「ある行為が一定の規則に同調しているか否か」という行為の性質に関するもう一つの軸を主張する (表10)。

表 10 逸脱行動の類型  
(Becker 1963 = 1978: 31)

行為が惹き起こす反応	行為の性質	
	順応的行動	規則違反行動
逸脱と認定された行動	誤って告発された行動	真正正銘の逸脱
逸脱と認定されない行動	同調行動	隠れた逸脱

表10に見られるように、「同調行動」とは単に規則に従い、他者からもそのように認定された行動のことであり、「正真正銘の逸脱」とは規則にそむき、しかも他者からもそのように認定された行動である。一方、「誤って告発された行動」とは、実際には違反行為を犯していないのに、他者からそのように目される場合である。最後の「隠れた逸脱」の場合は、不正行為はなされているが、誰もそれに気づいていないし、規則違反に対する反応行為も起こらない。

この分類により、重要な点で異なるにもかかわらず一般に同一視されている諸現象を区別することが可能となるとBeckerは主張する。誤って逮捕されたものと真の逸脱者とが区別して扱われなければ、正しい解釈の道が閉ざされてしまうのである (Becker 1963 = 1978: 31-34)。

従来ほとんどの調査研究が、逸脱を病理的なものとみなす観点から出発し、「疾患」の「病因」つまり望ましからぬ行動の諸原因を発見しようとしている。その調査法の典型は、多変量解析によるものである。多変量解析は当該現象の発生を決定するすべての要因が同時的に作用するという仮説に基づいているが、Beckerにとってはそんなことは考えられない。彼に必要なのは、「行動様式が順序だてて継起的に発達するという事実を考慮に入れたモデル」である。現象の認識のためには、各段階それぞれを解明することが必要なのであり、ある時系列のある段階に原因として作用するものが次の段階では大した重要性をもたないということもある。人が麻薬を始める時に働く要因と常習者になる際に働く要因とは異なるのである。しかし、各段階を説明する諸変数は別個に扱われてはならない。過程内の一定の時系列においてこそ、麻薬使用者と非使用者との区別を可能にするのである (Becker 1963 = 1978: 34-37)。

この時系列モデルとして、Beckerは逸脱経歴 (deviant career) という概念を採用する。これにより、「逸脱を継続化させ発達させていく要因を分析するだけでなく、その過程の途中で逸脱を放棄し、同調行動を回復しうる条件をも明らかにすることができる」(宝月 1973b: 73-74)。

表 11 Becker の逸脱経歴の考察

- 1 最初の逸脱の種類
  - i 故意でない逸脱行動 (unintended acts of deviance)
  - ii 意図的の非同調 (intended nonconformity)
  - iii やむをえない行為、便宜的な手段
- 2 逸脱行為の継続を決定する要因
  - i 逸脱的動機と関心の発達
  - ii 逮捕されて、公然と逸脱者とレイベリングされる経験
    - 自己成就予言
- 3 逸脱下位文化の形成: 組織化された逸脱集団への移行
 

下位文化が常習化を助ける側面

  - i 逸脱行動に、歴史的・法的・心理学的の正当化をもたらす
  - ii トラブルを最小限にする方法を学習できる

Beckerは逸脱経歴の各相を分析している (Becker 1963 = 1978: 38-57) が、これをまとめたものが表11である。『*Outsiders*』の構成としては、この逸脱経歴モデルをマリファナ使用者やダンス・ミュージシャンにあてはめてみたのがその3章から6章ということになっているが、執筆順序を考えてみるとマリファナ使用者やダンス・ミュージシャンの観察からこのモデルを発展させたというところであろう。

逸脱経歴を考える際に重要なのが主位的地位 (master status) という概念である。Beckerは、E. H. Hughes (1945) の主位的地位特性と副次的地位特性とを区別する議論から、主位的地位と従

属的地位という区別を引き出してくる。

他の社会と同様我々の社会でも、いくつかの地位が他のすべての地位を圧倒し、なんらかの優先権を有している。人種がその一つである。ニグロ人種に属することは、社会的な集団所属の規定として、いかなる状況においてもその他の地位の考慮すべてを無効にしてしまう。ある人間が医師、あるいは中産階級の人間、あるいはまた女性であったとする。しかしもしその人間が黒人であれば、何よりもまず黒人として扱われ、その他のことは二の次とされることは間違いない。逸脱者という地位が（逸脱の種類いかによるが）このような主位的地位である。人はこの地位を規則違反の結果として身に受けるのだが、このアイデンティフィケーション（身分証明）は他の何ものにもまして重大なものとなる。他のアイデンティフィケーションにさきだち、まず第一番目に逸脱者として判定されるのである。人びとの心に問いが沸き起こる。「これほど重大な規則を破るのは、いったいどんな種類の人間なのだろう？」するとただちに答えが与えられる。「それは私たちとは別種の人間、つまり道徳的存在として振舞おうとせず、また振舞うこともできない人間なのだ。今後もまた他の重要規則を破るにちがいない。」逸脱者というアイデンティフィケーションは、支配的なアイデンティフィケーションとなるのである。

(Becker 1963 = 1978: 49-50)

ここから、有名な自己成就予言、Tannenbaumのいう「悪の劇性化」の議論が可能となる。

ある人間を個別的な逸脱者としてではなく一般的な逸脱者として扱うことによって、一つの自己成就的予言が生み出される。この予言によって、いくつかの機制が働き、その人間は自分について他の人び

とが抱くイメージのなかに封じこめられてしまう。逸脱者として判定されると、まず第一に因襲的集団への参加が拒まれる。たとえ、その逸脱行動自体の具体的な結果によって孤立したり、その行動が公然と人びとに知られて制裁を受けたりしなくても、である。たとえば、同性愛者であることは事務能力になんの支障もないが、同性愛者であることを会社に知られることはそこでの勤務を不可能にする。同様に、麻薬の効果はその使用者の労務能力をそこなぬものであるが、常用者であることが知られば、おそらく彼は失職を余儀なくされるであろう。このような場合、個人は、違反の意図も欲求もたない規則に対して同調が困難となり、したがってその職場では自分が逸脱者であるということを悟らざるをえなくなる。同性愛者はその逸脱が露顕し「堅実」な職を追われた場合、さほど同性愛が特殊視されないような半端でまともでない職業を転々とすることになる。また麻薬常用者は堅実な雇用者に解雇された場合、強盗とか窃盗とかの不法な活動に走ることもなる。

逸脱者は、ひとたび捕らえられると、なぜそのような人間なのかという通俗的な診断によって取扱われる。そして、かかる取扱い自体が逸脱の増加をもたらすとさえいえるのである。麻薬常用者は世間から、意志薄弱ゆえにおぞましい快楽と縁が切れない人間とみなされ、抑圧的な取扱いを受ける。彼は薬の使用を禁じられる。麻薬の合法的な入手が不可能となり、彼は不法な入手方法を取らざるをえなくなる。こうして麻薬の取引市場が地下に潜行し、その価格は法定流通相場をはるかに越え、一般の給料ではとても賄い切れない値段にはねあがる。こうして、麻薬常用者は、その逸脱の取締りによって自分の麻薬癖を維持するために詐欺や犯罪に訴えざるをえなような立場に追いこまれる。逸脱行動は、その行為に固有な性質から発生したものであるというよりも、む

しる、逸脱に対する公けの反応によって生起する一つの結果なのである。

より一般的に述べるなら、問題点はその取締り自体によって、普通人には開かれている日常生活のルーティンが逸脱者に対して閉ざされるという点である。逸脱者は、この拒絶のために不法なルーティンの開発を余儀なくされる。そして、この公けの反応の及ぼす影響は、ここで述べた例のように直接的な場合もあるし、また逸脱者の属する社会の統合的性格の結果として間接的な場合もある。

(Becker 1963 = 1978: 50-51. 強調は南)

これが後に、レイベリング論の主張する逸脱の「因果モデル」として痛烈な批判を浴びせられることになるのである。

逸脱経歴と並ぶもう一つの過程分析の柱は、レイベリング、つまり規則の執行過程である。Beckerは規則の執行過程を分析する際、以下の4条件を前提とする。

- (1) 規則執行は企画された行為である。犯罪者を処罰する際、何者か(企画者)がそのイニシアティブをとらなければならない。
- (2) 執行が生ずるのは、その規則が施行されることをのぞむ者たちの画策によって、当の違反が公然と他の人びとの注目を浴びた時である。ひとたび公けにされた違反はもはや無視できなくなる。
- (3) 人びとが執行を必然的にするのは、その行動になんらかの利益を見出した時である。
- (4) 執行を誘発する私利私害の種類は、執行の行われる状況、(i 規則に対して同意が存在している状況、ii 一つの組織内で覇権を争う二つの集団が存在する状況、iii 対立する集団が多く存在する状況)に応じて多種多様である。

(Becker 1963 = 1978: 180)

Beckerが着目するのは、iiiの「対立する集団が多く存在する状況」である。そこでは、絡みあう利害が多くなり、調停と妥協はより困難となる。「現代社会はまさにこうした利害の錯綜した社会であり、規則が何であり、いかに執行されるべきかといった点で、あらゆる人びとの同意をうるほど単純な状況ではない」。そこで、この規則が誰の利害に基づいて作られた規則かといったことがBeckerにとって問題となってくる(宝月 1973b: 68)。

Beckerは規則執行の諸段階として、(1) 一般の価値から、(2) 特定の規則が制定され、(3) 執行の具体的な行動まで、の3段階を考える(宝月 1973b: 70)が、<sup>50)</sup>この(2)と(3)で活躍するのが道徳的事業家(moral entrepreneur)である。このうち規則の制定に携わるのが規則創設者(rule creator)、具体的に執行するのが、規則執行者(rule enforcer)である。

規則創設者の原型は十字軍的改革者(crusading reformer)である。彼は、彼の心をかき乱す悪を正す規則の必要性を痛感している。この悪を根絶するためならば、いかなる手段も正当化される。彼は熱烈な正義の人であり、またおうおうにして独善家でもある。しかし、彼の関心は己の正義を他人に押しつけることにあるのではなく、それがまた本人のためになると信じているのである。純粋な動機をもつ十字軍的改革者は、その改革内容に利害を有する人びとからの支持をえて、規則創設を推し進める。

十字軍的改革者の関心は手段ではなく目的に向けられている。具体的規則の作成段階になると、彼は法律家や官僚あるいは精神科医という専門家の協力を仰がねばならない。その結果、新たに専

門家たちの利害も規則に反映されることになるのである。

運動の結果首尾よく新しい規則が設置されるとどうなるか。十字軍改革者は、改革運動への従事というフルタイムの仕事を失ってしまう。すると彼は新しい緊急事態を探し出し、それに関わっていくことになる。一方失敗した場合は、目的を捨て去り、運動の展開段階で形成されてきた組織（手段）の維持に専念するか、それとも当初の目的にかたくなに固執するかのどちらかの道を進む（Becker 1963 = 1978: 214-224）。

改革運動が功を奏すると、新しい規則群が創設される。これに伴い新しい一連の執行機関とその職員が設置される。典型的な規則執行機関者は警察官である。それゆえ、新種のアウトサイダーを生み出す規則が、どのようにして特定の人間に適用されるかを理解するためには警察官の動機と利害関心とを理解する必要があると Becker は主張する。

具体的な規則執行段階でバイアスを生むのは次の4要因である。(1) 執行者は自分の地位の存在を正当化する必要があること。(2) 執行者は取締るべき相手から尊敬の念を払われねばならないこと。(3) 規則執行者は、彼が抱えている規則違反の件数が大量すぎてまともに処理しきれないため、多大の自由裁量権をもっていること。(4) 規則執行者が各々独自の取締りの優先順位のリストをもっていること。これらの結果、執行者は選別的方法で規則を執行し、アウトサイダーを生み出すのである（Becker 1963 = 1978: 224-233）。

以上、Becker が『*Outsiders*』で描き出した「逸脱の社会学」の全貌を概観してきた。彼の「レイベリング論」は、(1) 逸脱行為の規定の仕方そのものを対象化するとともに、(2) 逸脱を成長し発展する一つの過程と捉えることに新しさを

もっていたのである（宝月 1973b: 61）。しかしレイベリング論批判を検討すると、これらが正しく理解されているとは言い難い。

### 3-2 遡及的解釈：Kitsuse

Becker が自己の逸脱定義と同様の立場を表明したものとして言及する Kitsuse (1962) は、逸脱に対する社会的反作用がなおざりにされてきたことを指摘し、逸脱行動に対する社会的反作用を考察する際に伴う理論的・方法論的問題点を論じ、1つの研究計画の試みを報告する。

Kitsuse は、理論と調査の焦点を人が他人により逸脱者と定義されるに至る過程へと移すことを主張する。彼によると逸脱とは次のように定義される。

逸脱とは、それにより、集団、コミュニティあるいは社会の成員が、(1) 行動を逸脱と解釈し、(2) そのようにふるまう人を逸脱者と定義し、(3) 彼を逸脱者にふさわしく扱うようになる、過程（process）である。

(Kitsuse 1962: 248)

Kitsuse は同性愛者に対する社会的反作用の一端を明らかにするため、学生との面接調査を分析する。その際前提とされるのは、「人が他人により同性愛者と定義され、それにふさわしい扱いを受ける時にのみ、同性愛者は社会学的研究の対象となりうる」という Garfinkel に示唆された原則である。<sup>51)</sup> ここから3つの経験的疑問が生じてくる。(1) 社会体系内に存在する人は、どのような行動を「性的に不適切」と考えるのか。(2) 人はそのような行動をどう解釈するのか。(3) その解釈は人が反作用を行う際にどんな影響を及ぼすのか（Kitsuse 1962: 250）。

最初に同性愛者と気づききっかけを Kitsuse は間接証拠と直接観察とに分ける。間接証拠とは他人の報告や噂等であり、自分で確認することなく採用されるのが普通である。対して直接観察はさまざまな要因が指摘されるが、それらはあまり明確なものではなく、曖昧であることが多い。(i) 誰もが知っている同性愛者の特徴。たとえばある男子学生は酒場で知り合った人に専攻を尋ねられ「心理学」と答えたところ、相手が非常に興味を示したことから、彼を同性愛者と断定する。なぜなら「同性愛者は心理学を好む」のだから。(ii) 一般に広く行われている行動から逸脱した行動をとること。たとえば、水夫は陸に上がると女性と熱心に遊ぶというが、女性にあまり関心を示さない水夫は同性愛者と判断される。(iii) 明らかな申し込み。

手がかりの解釈についての回答から遡及的解釈 (retrospective interpretation) の重要性が明らかとなる。過去の体験がこの新しい (同性愛者であるという) 情報に照らして再解釈されるのである。時間軸を逆行するこの作業は、主に自己の反作用の正当化を行う方向でなされる。また、解釈に基づく反作用は、相互作用の場から速やかに身を引き将来の接触を避けることから以前と同じ関係を維持することまで千差万別である (Kitsuse 1962: 248)。<sup>52)</sup>

逸脱を社会的反作用との相互作用の所産物と捉えると、警察統計等の逸脱行動等の公式統計についても疑問が生じてくる。公式統計に反映される逸脱率は、純客観的な統計量ではなく社会的反作用の従属変数と考えられるのである。なぜなら、各統制機関には自由裁量権があり、公式統計に記録されるまでの各段階で逸脱者は選別され、同じ行動があるカテゴリーに含まれる場合と含まれない場合とが共に起こりうるからである。また医者

が増えたら患者数も増加したというように、統制機関内の取扱い許容量によって決まる側面も逸脱統計は有する (Cohen & Short 1976: 56-57)。

上に述べた点を公式統計に示される逸脱率の非信頼性 (unreliability) の問題とするなら、Kitsuse & Cicourel は不適切さ (inappropriateness) にも注意せよという。カテゴリー名にそぐわない逸脱が、そのカテゴリーに含まれることが少ないのである。たとえば大村は、自転車泥棒が「知能犯」という包括罪名を与えられ、犯罪の悪質化と理解される傾向を指摘している (大村 1980b:148)。公式統計を用いる際に十分留意する必要のある点である。

要するに、逸脱率に関して理論的に問題となってくるのは、どんな行動が逸脱と定義され、どのように分類され、どう記録され、どう扱われるかということである。これは社会的反作用を考慮するときに必ず検討されるべき側面なのである (Kitsuse & Cicourel 1963: 131-139)。<sup>53)</sup>

Kitsuse の逸脱の捉え方とそれに基づく同性愛者に対する人びとの反作用と逸脱の公式統計とにつきまとう問題点の論考をみてきた。彼においても、逸脱を社会的反作用との過程に位置づけて考察していこうという立場がよくでてるように思われる。

### 3-3 逸脱の機能：Erikson

「レイベリング論」を語る際に欠かせないもう1人が、高名な精神分析学者 Erik H. Erikson の息子 Kai T. Erikson である。彼の逸脱行動への関心は、精神病患者の役割についての考察 (Erikson 1957) から小集団における逸脱行動の機能 (Dentler & Erikson 1959) へと発展してきた。後者において、Dentler の行ったクエーカー教徒のワークグループの観察研究と Erikson による陸

軍訓練兵中の分裂病者の研究とから3つの命題が構成された。

- (1) 集団は、その発展の初期段階において、ある成員の行動を逸脱と定義し、それを制度化・構造化する傾向がある。
- (2) 逸脱行動は、集団が平衡 (equilibrium) を維持するのを助ける機能を果たす。なぜなら、(a) 同調行動に対する報酬は逸脱行動へ加えられる罰により対比効果を受け、また (b) 逸脱行動を取扱うために創出される規範により、集団の境界が明らかとなるからである。
- (3) 逸脱行動が極端なものとなって集団にとり脅威となる場合を除き、逸脱成員も集団に留められる。この場合、限界への挑戦は逸脱者にとって集団内での役割の行使であり、集団には逸脱者が挑戦することを保証する圧力が内蔵されているのである。

(Dentler & Erikson 1959: 98-102)<sup>54)</sup>

Erikson (1962) は、逸脱機能の考察を小集団から全体社会へと拡張する。ここでは逸脱が「安定した制度の正常な (normal) 産物」と考えられる。

社会学的には、逸脱は社会統制機関が注意を払うべきであると一般に考えられるふるまい、つまりそれに対して「何かがなされるべき」ふるまいである。逸脱とは、ある行動形態に固有のものではなく、直接・間接に行動を見聞する観衆 (audience) によって、その行動に付与されるものである。

(Erikson 1962: 308)

ここでEriksonは、ある行為が逸脱行動の可視 (visible) 形態になるか否かを決定する、社会観

衆の重要性を強調する。「一見間接的と映るかもしれない定義だが、これまで無視されてきた社会学的問題点に光をあてる利点がある」と彼はいう。

社会的反作用 (Eriksonはこの言葉を利用していないが) に関連させて逸脱を捉えた上で「社会体系」に目を転ずると、社会体系の境界を示す素材として逸脱行動を位置づけるのが適切と思われる。なぜなら、社会体系は道徳的な境界維持の社会的欲求を有しているが、その境界は普通明確ではない。あるマージナルな行動 (逸脱) とそれに対する統制機関の対応を高めるのである。社会は、逸脱をとがめ非難する度に規範の権威を高め境界を再確立する。統制機関の行動に対して人びとが多大な関心を払い、マスメディアの報道に注目するのは、それが社会の規範の位置についての情報源だからである。つまり、逸脱は、社会の安定を損なう行動などではなく、社会により統制されたものであり、安定確保の重要条件なのである (Erikson 1962: 309-310)。

逸脱が「境界の可視性を高める」機能と共に「境界を書き直す」という重要な機能をも果たすのなら、社会においてある一定量の逸脱を保持するなんらかの力が作用していると考えられる。これは、Eriksonが16世紀初頭の清教徒入植者の社会を考察した『Wayward Puritans』というテーマの1つとなった。

社会統制機関が取扱うことのできる逸脱行動の量は決まっており、また逸脱行動が重要な機能を有しているがため、社会が経験する逸脱の量は比較的安定している。

(Erikson 1966: 163-164)

これがその仮説である。<sup>55)</sup> この仮説を検証する

ため、Eriksonは当時の裁判所の記録を分析して、17世紀の3つの「新しい犯罪の波」<sup>56)</sup>もかわらず、犯罪として記録されているものの総量がそれほど変化していないことを発見する (Erikson 1966: 180).

社会が認知しうる逸脱の数が、社会の警察力と裁判所の処理能力に拘束されていることはまぎれのない事実である。(略)けれども、明らかに[犯罪のタイプの]置換が行われている。裁判所はクエーカー教徒の侵入によって非常にあわてふためいていたので、さもなければ裁判所の注意を引いたであろうできごとを無視し始めた。あるいはおそらく、クエーカー教徒の出現は、非常な興奮と騒音とドラマを引き起こしたので、他の潜在的な逸脱者たちが、慣習的な秩序に対する批判によって公開の場に引き出される必要を減じたのである。(Erikson 1966: 180)<sup>57)</sup>

常識的に考えれば、「新しい犯罪の波」が押し寄せてくれば、それだけ犯罪の全体量も増大するはずである。しかし、逸脱行動の機能が境界の「可視性を高めること」と「書き直し」とにあるとすれば、一定数以上の「逸脱者」は不要である。「新しい犯罪の波」が現れれば、そちらに関心も移行し、不要になった「古い犯罪」は反作用の対象から排除され、犯罪のリストからも次第に消えていくというわけである (大村; 宝月 1979: 299).

この『*Wayward Puritans*』は、記述的なものが多い社会的反作用の研究の中にあって数量データを扱った例外的存在と持ち上げられつつも、同時に問題点も指摘されている。まず第1は「コミュニティが経験する逸脱の量は、かなり安定している」という仮説の曖昧さである。「かなり安

定」をどう解釈するかで追試の判断は分かれてしまう。第2は、「逸脱の量」といいながら実は逸脱への反作用 (具体的には裁判件数) が指標にとられていることである (Gibbs & Erickson 1975: 34-35).

この第2点は、逸脱研究に宿命的につきまとう難点であり、既に触れた Kitsuse & Cicourel (1963) においても問題とされていた。この難点を克服するために、逸脱行動の量を直接測定する方法として新たに、逸脱を行った人の自己報告から全数を推定する方法と被害にあった経験者の数から全数を推定する方法とが考え出されている。後者により強姦という犯罪の数は公式統計に表れている数字よりはるかに多いらしいことが明らかになる等の利点もあったが、双方ともデータの信頼性に問題があり、代替案の決め手とはなりえない。また後者の方法では Schur のいう「被害者なき犯罪」の件数を推定することはできない (Gibbs & Erickson 1975: 29-31).

Erikson の立場を、「具体的場面での観察を重視する相互作用主義的な立場よりは、むしろ、一般的な機能主義的立場に近い」と評することも (吉岡 1982a: 37)、「レイベリング論は、社会的反作用がもたらすアイロニーは好んで指摘しても、それが共同体の機能要件に対する対応として存在しているとみることはなかった」のでレイベリング論には含みがたい (大村; 宝月 1979: 300) と考えることも可能だろうが、Erikson 自身は自己の逸脱把握を Lemert, Becker, Kitsuse に通じるものと考えていた (Erikson 1966: 6) のである。

### 3-4 Becker の初期「レイベリング論」評価: 『*The Other Side*』

Spector によると (1976: 71-72)、先に紹介した Kitsuse (1962), Kitsuse & Cicourel (1963),



Erikson (1962) は当初他の雑誌で発表される予定だった。しかし学会発表での反響が芳しくなかったり、審査で落されたりで公表する機会がなかった。それを雑誌『*Social Problems*』の編集者となったBeckerが掲載して世に出したのである。

彼は担当第1号である9巻2号(1961年秋)を逸脱研究特集として、象徴的相互作用論の枠組みを用いた現場研究5編を収録した。「レイベリング論」の最初のリーディングスである『*The Other Side*』は、この5編と同じく『*Social Problems*』に発表された論文11編を加えて1964年に編まれたものである。<sup>58)</sup>

编者としてBeckerはイントロダクションで当時の研究動向を概観する。

初期の逸脱の社会学は、Durkheimの自殺研究やThomasのポーランド農民研究に見られるごとく、社会学理論の主流と密接に結びついていた。つまり社会学者は逸脱を研究することにより、社会についての知識を獲得してきたのである。しかし一時、社会の要請に応える実証的研究のためや、素人(layman)の原因論的問いかけに答えようとして、この社会学の主流との関係を失ってしまった。だがここ数年、状況は好転してきた。その徴候の一つは、逸脱現象がより慣習的な状況での類似した現象と同じ脈絡の中でながめられるようになってきたことである。たとえば監獄研究により、学校、工場、病院と共通の現象が監獄にも見出された。もう一つの徴候は、研究対象の拡張である。非行や麻薬中毒に限定せず、医者や身体的障害・知的障害をもつ人びとを研究することにより、逸脱のプロセスについての知識が増大しうる。(Becker 1964: 1-2)

逸脱現象への新しいアプローチの特徴として、

Beckerは、逸脱者と非逸脱者の双方を含む相互作用過程としての逸脱に焦点をあてること、センティメンタリティを免かれていることの2点を取り上げる。

第1の特徴は、従来の逸脱研究が逸脱者のみに光をあてていたのに対して、新しいアプローチは逸脱を、逸脱行為を犯す人びとと社会の残りの人びととの相互作用過程とみなすということである。逸脱を相互作用と捉える結果、(1)逸脱者が社会の残りの人びとによって定義づけられる過程(これこそレイベリングであるとBeckerは強調する)への関心が増大し、(2)初期の理論仮説による誤った印象を正すことができる。逸脱をそれを犯した人の性質だとすると、深い分析をしようともせずに、彼はそう行動するように強いられた状況にありその後も逸脱し続けるだろうと結論される。だが相互作用を詳しく分析すると、相互作用が行動に影響を与えていることが明らかとなってくるのである。

さらに、(3)相互作用に関与する逸脱者以外の他者へも注意が向けられ、非逸脱者の果たす役割も考察される。また、(4)逸脱者自身に焦点があてられる時も、他者の反作用が彼の行動へ与える影響が重視されるのである。

第2の特徴であるセンティメンタリティとは、「問題中のある変数を吟味しないままで残しておくとする研究者の気質」をいう。ある仮定が事実より好ましい方向へと偏向している(たとえば、実は医者は無能なのに有能と考えている)可能性を考慮せず、その点が調査研究に反映することを見逃してしまうような研究者の気質を慣習的(conventional)センティメンタリティ、逆に事態をより悪いものとみなし(医者はすべて無能で金もうけのみを考えている)、それ以上吟味しないものを非慣習的(unconventional)センティメ

ンタリティと Becker はセンチメンタリティを2つに分ける。双方ともに好ましくない可能性を検討することを拒絶する態度であるが、前者の慣習的センチメンタリティが人目を惹き反駁されやすいのに対し、前者はそのまま見過ごされやすいからである。Becker にとっては、社会通念に挑戦する後者のセンチメンタリティをもつ研究が好ましいのである (Becker 1964: 2-6)。

ここにうかがわれる Becker の姿勢は、自説を含む一連の新しいアプローチ (後にレイベリング論と呼ばれる) を、従来の社会学理論の中に正しく位置付けようとするものである。相互作用とりわけ反作用に着目して逸脱を捉える接近法が従来欠いていた観点であり、逸脱論を大きく進歩させたことは Gibbs & Erickson (1975)、宝月 (1973b) 等で高く評価されている。センチメンタリティについての議論は Becker 自身により展開され、「レイベリング論」論争の一つとなるのだが、これについては3章1節で扱う。

### 3-5 レイベリング論の精神病への適用： Scheff

Becker (1963)、Kitsuse (1962)、Erikson (1962) が Gibbs (1966) のいうように「新しい概念」(the new conception) であり、「その評価は実体的理論が形成されるまで待たねばならない」とするならば、この要請にこたえようとした最初の試みが、Thomas J. Scheff の『*Being Mentally Ill*』(1966) である。

Scheff は、レイベリング論に立って、<sup>59)</sup>「慢性的精神病」として知られている状態の理解に直接関連する一つの社会学理論を定式化することを目指した。だが、だからといって精神医学や心理学による定式化を全面的に拒否するのではなく、完全でしかも明確な対照物を呈示することによって、

これら「個人システムモデル」を補う一つのモデルを發展させることに彼の目標はあった。

Scheff が彼の「社会システムモデル」で取り上げる問題は、(1)「一つの文化のなかで多様なルール違反が安定し等質的となる条件は何か」、(2)「精神病患者の経歴のさまざまな局面において、精神病の症状はどの程度同調行動の結果であるのか」、(3)「精神病の一つの発現形態として逸脱行動の定義に結びつく一組の一般的な条件依存性はあるだろうか」という3つであり、これらにこたえる形で9つの命題が提示させる。これに際して Scheff は、精神医学上の症状は、社会規範の侵犯に対しレットルが貼られたものであり、安定した「精神病」は1つの社会的役割であると考える (Scheff 1966 = 1979: vi-28)。

Becker の区別を使うと、我々は大部分の精神医学の症状を残基的なルール違反あるいは残基的逸脱の例として範疇化できることになる。集団の文化は多数の規範侵犯を範疇化するための語彙を提供する。犯罪、倒錯、アル中、不作法はなじみ深い例だ。(略) しかしながらこれらの範疇を使いつくした後に、もっとも多様な種類の違反の残基が常に残る。しかもそれについて文化はなんらはっきりしたレットルを提供してはいないのだ。(略) その社会の注意をよびおこすそれらの名前のないルール違反の例を解釈する際の社会の都合から、これらの違反はひとかたまりにまとめて残基的なカテゴリーに入れられるかもしれない。魔法、憑物あるいは我々の社会での精神病がそれだ。[つまり] この考察のなかでは、我々の社会がなんら明白なレットルを提供しておらず、そのためその違反者に精神病というレットルを貼ることにつながる多様な種類のルール違反は、専門的見地から見た場合には残基的ルール違反とみなされるであろう。

(Scheff 1966 = 1979: 31-32)

Scheffは、「残基的ルール違反」つまり精神病をBeckerの分類でいう「誤って告発された行動」と捉えているのである。ただしここでは、「誤って」という言葉が、その行動を取締るべき規則が社会的に存在していないという意味で理解されなくてはならない。Scheffは精神医学や心理学による個人システムモデルの重要性は十分に認識しており、これに挑むつもりではないことは明言している。彼の目指すのは社会システムモデルなのである。<sup>60)</sup>

- (1) 残基的ルール違反は本質的に多様な原因から生じる。
- (2) 治療を受けている精神病の比率と比較すると記録されていない残基的ルール違反の比率は極端に高い。
- (3) 大部分の残基的ルール違反は「否認され」、一過的な意義しかない。
- (4) ステレオタイプ化した精神障害のイメージは幼年期の初期に学習される。
- (5) 狂気のステレオタイプは、日常的な社会的相互作用のなかで、気づかないうちに絶えず再確認される。
- (6) レッテルを貼られた逸脱者たちはステレオタイプ化された逸脱者の役割を演じることによって報酬を与えられるかもしれない。
- (7) レッテルを貼られた逸脱者たちは本来の役割への復帰をくわだてると罰せられる。
- (8) 残基的ルール違反がかけにレッテルを貼られる時に生じる危機のなかでは逸脱者は被暗示性が高くなり、申し出された狂気の役割を唯一の代替策として受けいれるかもしれないのである。
- (9) 残基的ルール違反者たちのあいだではレッテル

貼りは残基的逸脱者の経歴の単一のもっとも重要な原因である。

(Scheff 1966=1979: 29-98)

命題(1)から(8)までの8つの仮説は、最後の「因果的仮説」の土台を形成するのであるが、(1)から(3)が「残基的ルール違反」の性格を規定するものであり、(4)と(5)とは「狂気の社会制度を構成している信念と習俗」に関する命題である。一般に精神病についての人びとのステレオタイプは変化しにくいものだが、その理由の一つとして、それらステレオタイプが秩序にとって機能的であり、社会の全成員の心理構造に統合されやすいからだとしてScheffは考える。狂気概念は対照のための概念として役立っており、人の習慣的な道徳的・認知的世界を維持するために機能しているのである。

命題(6)と(7)は逸脱者に役割を受容させる過程に関するものである。(8)も同じだが、これはフローチャート化されるに際して8つの要因に分解された。(6)と(7)が逸脱者役割の受容を促進する強化要因を説明するものであるなら、(8A)から(8H)まではレイベリングの逸脱者内における自己増幅あるいは自己実現過程を描いたものといえよう。Scheffはシステム全体を「逸脱増幅システム」と名づけている。

システム全体は、Maruyamaが「逸脱増幅システム」と呼んだものを形成している。このシステムにおいては低確率の事象が固定化されるのである。そのようなシステムにおいては、同じような逸脱の諸条件が同じような効果を生じさせるといったような、単純な因果法則が作用しているのではない。条件依存的原因についてのさらにもっと複雑なモデルでも役には立たない。

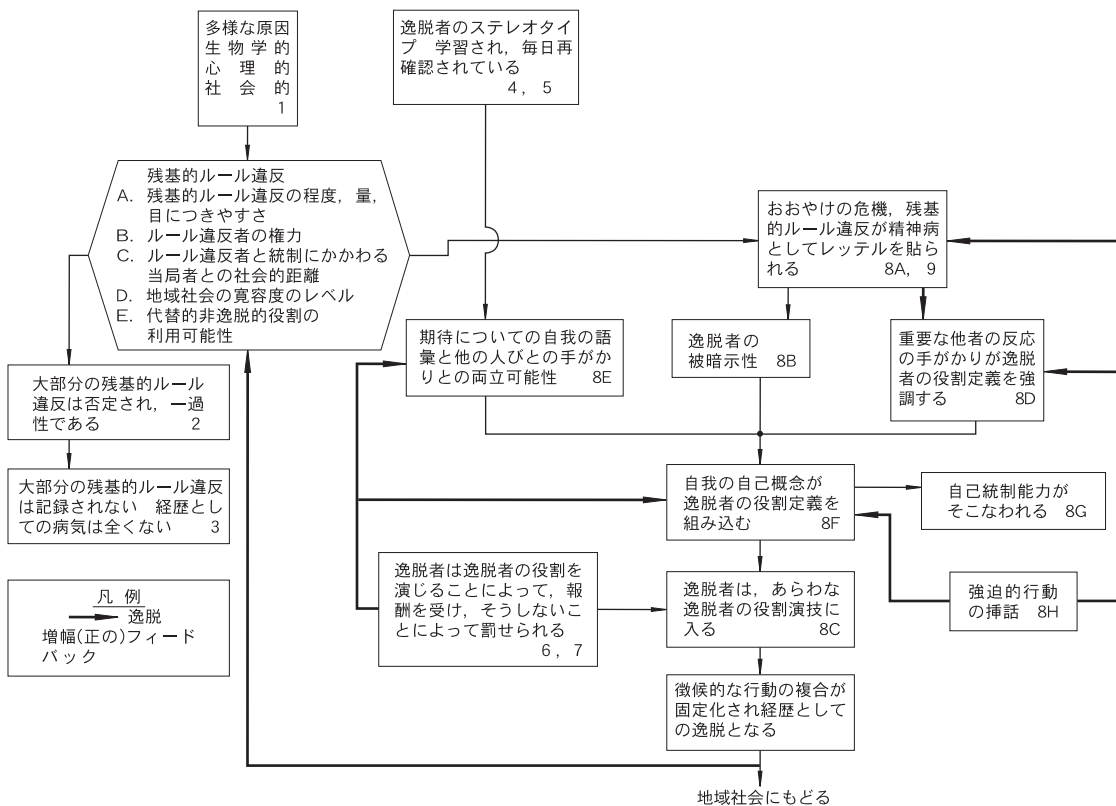


図8 フローチャート：社会システムにおける逸脱の固定化 (Scheff 1966 = 1979: 100)

サイバネティクスの用語によれば我々が悪循環と呼んできたものは正のフィードバックと呼ばれており、チャートから明らかなようにこのシステムには多数のフィードバックのループがある。強迫的行動の挿話は、以前の危機や他者の反応、逸脱者の自己概念という下位システムと相互作用し、逸脱者の役割の演技は社会統制のシステムとさらに逸脱者の自己概念にもフィードバックされる。適切な諸条件のもとでは、逸脱は社会システムのふつうの状態のようにシステム的作用によって鈍化させられることはなく、固定され、増幅されさえる。(Scheff 1966 = 1979: 101)<sup>61)</sup>

9つの命題はScheff自身も認めるように「このチャートのなかに含まれているもっと多数の命題からのやや恣意的な選択」なのではあるが、このような定式化はより「安全で一貫性をもった一組の命題を発展させるための出発点」としては十分意義があり、また「よりすぐれた実証研究」を生み出すのにも貢献する。

しかし、社会システムモデルのみに話を限定して「ルール違反者の個人的特徴を分析から除外した」ことによる欠点もある。このため予測力にかなりの制約が加えられることになったとScheffも認めている (Scheff 1966 = 1979: 209-210)。

Scheffの社会システムモデルと個人システムモ

デルの区別に限らず「レイベリング論者」が社会問題あるいは逸脱行動の**社会学理論**を主張するとき、その差違は微妙である。実際の逸脱行動あるいは逸脱者に言及するのを避けるために持ち出された区分とも考えられるのだが、「社会システムモデル」あるいは「社会学理論」の意図するところを詳しく分析して結論を出す必要がある。

Scheffは、「レイベリング論」に新しい一局面を開くことになった。それまで概念的な議論に終始しがちだった「レイベリング論」を実証研究の組上に載せる端緒を開いたのである。そのチャートは本人もいうように完全で非の打ちどころのないものとは言い難いものではあったが、雲をつかむように「レイベリング論」を眺めていた人びとにとって格好の素材となった。「レイベリング論とは、レイベリングを独立変数とする逸脱行動論だ」。

#### 4節 「レイベリング論」に対する初期批判：内在的批判

Spector (1976) によれば、「出現しつつあるパースペクティブ」(「レイベリング論」)についての最初のコメントはClark & Gibbs (1965) においてなされた。Clark & Gibbsの目的は、社会統制論を再定式化し、これに新しい生命を吹き込むことにあった。そこでは、Mertonのアノミー論に代表される、逸脱者の発達のあるいは状況的決定因を重視する理論が主流だった当時、反作用の重要性を訴える新しい流れとして簡単に紹介されている (Clark & Gibbs 1965: 400-401)。

##### 4-1 「新しい概念」: Gibbs

上記の共同論文でその詳細な吟味は先の課題であるとしたGibbsは、1966年にまとまった「レイベリング論」の検討を発表した (Gibbs 1966)。

まずGibbsは「概念 (conception)」<sup>62)</sup> という概念を提出することから論を起す。

実体的理論 (substantive theory) の最終目的は、現象群間の関係を経験的に定式化することである。(たとえば、XはYに直接関係して変動し、Yが生じるときにのみXは生じる。) しかし、そのような命題が直観や帰納的方法により得られない場合には、変数の関係を述べる命題の構成の前に、なされねばならないことがある。研究者は現象をどのようなものとして知覚するのかを決定せねばならない。この手続きを「概念」の展開といいかえることができる。

現象群の概念と形式的な定義や実体的理論の間には明確な区別はない。概念は現象の顕著な特徴を重視するものであるが、現象の定義と全く別物というわけではない。しかし、同一のものというわけでもないのである。(略) 社会科学においては、概念が定義に先行するのみならず、操作的定義を生じることもある。(略)

同じことが概念と実体的理論との関係についてもあてはまる。概念が理論を生み出すこともあるが、両者が同じものであるわけではない。概念には定義的要因が含まれ、そのために同語反復的な部分もあるが、これは概念がそれ独自で明確な経験的命題とはならないことを示している。同語反復的であるゆえに、概念は一般的すぎるために検証可能な命題を構成しないという側面もある。にもかかわらず、概念が実体的理論を生み出すこともあり、また理論が概念を反映するというのはまぎれもない事実である。(略)

操作的定義についての合意が欠けている領域や体系的な実体的理論についての合意がない領域では、概念が必然的に重要な位置を占めることになる。(略)

概念の重要性が顕著にみられるのが、犯罪学ある

いは逸脱研究といわれている領域である。これからみていくように、この領域の歴史は、犯罪、犯罪者、逸脱者、逸脱といった概念の変遷として描くことができる。

(Gibbs 1966: 9)

1章の1-3において主張した「定義が理論を決定する」という社会問題論の把握はGibbsの主張に大きく依拠している。1章の1-3でいう「定義」とはGibbsの「概念」と同義である。Gibbsにとって「レイベリング論」の行う逸脱「定義」は「新しい概念」だったのである。

Gibbsは、逸脱者の側にのみ目を向けてきた従来の理論を批判する。Lombrosoに始まる生物学的説明が実証的に支持されなかったことを指摘し、逸脱を社会にとって有害なものとする前提する社会病理・社会解体パースペクティブの系譜を法の恣意性という事実から反駁する。そしてこれらのモデル、とりわけ病理・解体パースペクティブが見落としていた社会的反作用という変数に焦点をあてる新しいパースペクティブとして、Becker (1963), Kitsuse (1962), Erikson (1962) の逸脱定義が紹介される。

3者に共通する特徴としてGibbsは、「人びと (the public) や公式統制機関による反作用の性質によってのみ、行為が逸脱あるいは犯罪と認定されるか否かは決まる」という命題を抽出する。逸脱の本質は行為者や当該行為に外在するものであり、極端なことをいうと、もしLombrosoのいうように逸脱者と非逸脱者との生理学的差違があったとしても、Beckerらの立場にたつとその生物学的差違は逸脱について何も説明しないことになるという (Gibbs 1966: 11)。

「レイベリング論」が反作用のみで逸脱行動の生起を説明する理論であるとGibbsが考えていた

とは思えない。事実彼は一貫して社会的反作用を考察する必要を唱えている (Gibbs & Erickson 1975)。しかし、3章2節で取り上げるようにレイベリングを逸脱の原因とする理論だと理解する人びともいて、筆者もそのように理解していた。Beckerたちの逸脱定義がGibbsのいう「概念」であるのか「実体的理論」であるのかが明白でないのが混乱の原因でありGibbsの批判はこの点をついている。

- (1) 逸脱行動の実体的理論 (つまり現象の説明) たろうとするのか、それとも逸脱行動の概念的取扱いたろうとするのかが明らかではない。
- (2) 説明しようとするのは逸脱行動そのものなのか、逸脱への反作用なのかはつきりしない。
- (3) 逸脱行動であるか否かということは、それに対する反作用のみにより決まるのか。
- (4) どんな反作用が、行動を逸脱であると決定するのか。

(Gibbs 1966: 11-14)

Gibbsは、「新しい概念」が社会的反作用に光をあてたことを高く評価しており、発展していく途次で回答を与えられるべき点として以上の4つを指摘している。批判に対する反応としてのBeckerたちの主張は3章でみていくわけだが、少し先取りしてこれに答えてみよう。(1)については、実体的理論とは具体的にどんなものかはつきりしないが (実はこの点にこそ「レイベリング論」評価の鍵があるのだが)、逸脱行動と反作用との相互作用 (つまり逸脱の社会学的意味) については実体的理論となりつつあるといえよう。(2)については「両方」ということになるだろう。なぜならレイベリング論においては行動は反作用と不可分なのである。(3)は逸脱の原因として反作

用が考えられるかという意味でなら「否」である。(4)については現在多くの研究が進められている。

Lemertは、「レイベリング論」とは「批判者たちの発明物」(invention of its critics)であるという。現実には多彩な内容をもつ主張から共通点を引き出し、果てはSchrag (1971)のように9つに達する命題をつくってしまったという(Lemert 1976: 244)。「レイベリング論」とは呼ばなかったもののその先鞭は、まさしくGibbsによってつけられた。

#### 4-2 「レイベリング」論者：Bordua

Gibbs (1966) に続く「レイベリング論」批判の第2弾は、翌1967年に発表されたBorduaの論文である。彼は、Becker, Kitsuse, EriksonにScheffを加えて「社会的反作用」学派、「レイベリング」学派、「レイベリング」アプローチ、「レイベリング」パースペクティブと一括し、<sup>63)</sup> 彼らを「レイベリング」論者 (*labeling theorist*) と呼んだ。Borduaの批判はとくにScheff (1966) の9命題をレイベリング論の基本とみなして行われる。

- (1) 本質的に空っぽの (empty) 有機体、ないし、少なくとも行為を決定する自立的能力を (ほとんど) 持たない人間が前提とされている。
- (2) (とくにScheffに対して) 精神病の多様性を区別しようとするしない。
- (3) 反作用者、とりわけ権力の地位にある反作用者の行為のみに、逸脱者の運命を委ねている、その結果、レイベリング論は、負け犬のイデオロギー (underdog ideology) になっている。
- (4) 反作用による選別過程の目に見える結果 (つまり、社会的反作用が安定した経歴的逸脱の発展

に関与する場合) のみを眺める傾向が強く、社会統制がうまくいっている例が観察ないし議論されることは稀である。

- (3), (4) の結果、逸脱のかわりに反作用を魔女とする逆の魔女狩りとなりやすい。  
(Bordua 1967: 153-154)

Borduaの批判も「レイベリング論」をよく研究している。彼もGibbs同様、反作用過程が研究対象とされることを評価する。とりわけ反作用(統制機関)の意思決定過程について注意を喚起した点に注目する。

Borduaは、Eriksonの逸脱の境界明示・書き換え機能の議論に2つの「社会的曖昧さ」が内在しているという。まず第1の「規範が曖昧」な状況では、行動が逸脱であるかどうかを判断する過程は、新しい規範の創出や古い規範の再活用のために複雑なものとなる。第2の「行動の曖昧」な状況とは、規範は明瞭なのだが、ある個人や集団の行為が実際に規範により禁じられているものかどうかを決定する際につきまとうものなのである。

ステレオタイプは行動の曖昧さのゆえに生み出されてくるのだが、逸脱行動がそれを犯した人の置かれていた状況 (condition) のせいにされ (悪しき) 状況の指標とみなされるようなところでは、行動の曖昧さは特に重要な意義をもつ。なぜなら「レイベリング論者」にとって、状況は社会統制機関によって都合のいいように事後的に創出されるものだからである (Bordua 1967: 150-151)。

Boduraは、レイベリング論を行為ではなく状況の社会的定義に関心をもつものであり、逸脱「状況」が存在するか否かを判断する時に使用される推論パターンを明らかにするものと理解した。つまり、行動の曖昧さについてはこれまでもステ

レオタイプ論で取り上げられてきたが、レイベリング論は規範の曖昧さ、これを逸脱「状況」に注目して追及するのである。このような「レイベリング論」把握から先の批判はなされている。

(1) に関していえば、反作用を強調するがために、またScheffのようにモデル化・命題化の必要性から受動的な人間像という印象を与えるのだが、レイベリング論は実は個人の自由や個人の責任をシンボリック相互作用論と主要関心として共有している (Schur 1971: 121)。具体的には、宝月はレイベリングに晒された者の主体的反応を批判に応じて類型化している (宝月 1978a)。(2) については、Scheffは精神病一般を扱っているようだが、分裂病に言及して残基的ルール違反というとき、明らかに精神病のうちの残基として分裂病を考えていると反論できよう。<sup>64)</sup> Borduaの批判も、器質性のものと残基的なものの区分をもっとはっきりさせよという要望にとどまると思われる。(3) と (4) はイデオロギー性についてであるが、これについては3章1節で触れることにする。

Borduaは、レイベリング論をParsons, Merton, Homansらの「東海岸学派」に対置して「西海岸学派」と捉えた。社会秩序のモデルから出発し、なぜ規範侵犯が生じるのかを問題とし、社会体系の平衡を保つための手段としての社会統制に関心を寄せるのが東海岸学派である。彼は社会構造と社会過程という東西両派の力点の違いを正しく理解していた (Bordua 1967: 154)。

Borduaは、レイベリング論 (labeling theory) ということばは使わなかったもののレイベリング論者という肩書きをBeckerたちに与え、Gibbsによって開始された「レイベリング論」のレイベリングに弾みをつけた。しかしそのレイベリング論理解はレイベリングを独立あるいは従属変数にと

いう短絡的なものではなく、オリジナルの意を十分にくんだものであった。

#### 4-3 過程重視の立場からの批判：Akers

Gibbs, Borduaと並んで「レイベリング論」の初期の批判者として言及されるRonald L. Akersは、Sutherlandの分化的接触論の修正をRobert L. Burgessと共にやっている (Burgess & Akers 1966a)。

彼らが見るところ、分化的接触論は学習過程に何が含まれるかを明確にしていない。この欠点を補うために、彼らは分化的強化 (differential reinforcement) の考えを導入する。強化理論から犯罪行動を説明すると、犯罪を犯すことでなんらかの報酬が得られるのなら人は犯罪行動を続ける、のである。

さらにBurgess & Akersは「分化的強化の法則」というものを考える。これによると、「人は多くの選択肢に直面したとき、これらのうちから過去にもっとも満足を与えてくれた選択肢を選ぶ」のである (Burgess & Akers 1966b: 310)。犯罪者の行動を説明すると、人は犯罪者であること (criminality) の方が普通の人であること (conventionality) よりも大きな満足をもたらすので犯罪者となることを選択する、と敷衍できる。

分化的強化の法則をSutherlandの分化的接触論に組み込むと次のようになる。

人は、反犯罪的パタンよりも犯罪的パタンの方に多く接触した後、その犯罪的パタンの方がより多くの満足・報酬・強化をもたらすと考えるようになったとき、犯罪者となる。

(Thio 1978: 42)



大村がSykes & Matzaの中和の技術で補ったところ(図6)をBurgess & Akersは強化理論を用いて埋める。因果連鎖は図9のように表わすことができる。

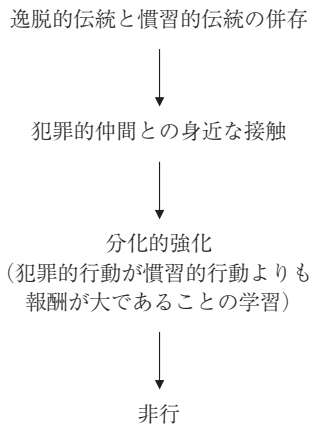


図9 分化的強化論の因果連鎖

逸脱の社会学が従来構造的な説明ばかり重視してきたことはAkersにとっては不満であった。それは彼がSutherlandを出発点として、逸脱の過程モデルを扱ってきたことに明らかである。ゆえに、レイベリング過程を前面に押し出す「レイベリング論」<sup>65)</sup>は彼にとっては好ましかった。逸脱の原因や逸脱者の行動のみに逸脱論の関心が限定されていた状況に警鐘を鳴らしたというのである(Akers 1968: 462)。

しかしAkersの目から見ると、レイベリング論は社会的定義とそのプロセスの重要性を訴えはしても、葛藤論者のもつ明快さに欠ける。「社会で優位に立つ集団が、自己の規範や価値を社会全体に通用するようにし、誰が逸脱者であるかということについて有利な判断を適用し、自ら逸脱の公式定義者となる」というBeckerの主張も、葛藤

論者(conflict theorist)による犯罪化(criminalization)の議論に比べると洗練されていない感を与えるとAkersはいう(Akers 1968: 462-463)。

また、実際の行動を軽視し、レイベリングの影響のみを重視するための弊害もあるという。「毎日まじめに仕事に精を出している人のところへ、ある日突然悪い社会がやってきて彼に烙印を押す。」極端な誇張だが、「レイベリング論者」の書物から容易に想像されるイメージである。つまり、ラベルが最初に逸脱を生み出すという因果図式に変わる危険性があるとAkersは警告する。

「レイベリング論」がこの危険を回避して発展していくための提言を彼は行う。まずラベルが行動によって生み出されるという事実を忘れてはならない。その上で、逸脱行為とレイベリングとが含まれる相互作用が生じてくるプロセス、その時の条件を明らかにするようレイベリング論は努めるべきである。いまや法の形成・執行という社会過程が研究されるべき時であり、これを葛藤や権力、あるいは規範の形成・執行の一般理論と結びつけてこそ逸脱の社会統制の一般理論が生まれる。「レイベリング論」はこの展開の意義ある一歩なのである(Akers 1968: 463-465)。

Sutherlandの文化学習の系譜に連なるAkersにとって、社会的反作用を大きく打ち出したレイベリング論は一応評価できた。だが、それが提出するレイベリングという反作用の捉え方にはある種の危険を感じていた。そして後の論争を見る限り、彼の危惧は現実のものとなったようである。

#### 4-4 「レイベリング論」に基づく実験研究：Alvarez

これまで取り上げた3者の批判は、なおざりにされてきた逸脱定義における社会的反作用の重要性を「レイベリング論」が再び取り上げたという

貢献を評価し、これを発展させるべく建設的批判を行っていた。本項で取り上げる Alvarez も基本的には同じ姿勢をとってはいるが、実験研究のための仮説構成をしたためレイベリングのみをクロズアップすることになった (Alvarez 1968)。

レイベリング論を論じる人がよく、「レイベリング論をまとめて提示するのはむずかしい。なぜなら、レイベリング論をまとめた文献が存在しないから」<sup>66)</sup> とこぼすが、Alvarez もその例に漏れない。しかし、彼は一応以下のようにレイベリング論をまとめる。

公式統制機関により逸脱者と認定されるまでは、まわりの人びとの彼に対する反作用はゆるやかである。公式機関が一般に逸脱者と考えられている人 (putative deviant) に注目し、何らかの処置を行うことをレイベリングと呼ぶが、このレイベリングがなされた場合、想定上の逸脱者は逸脱者としての地位・役割を押しつけられ、慣習世界への復帰がむづかしくなる。またこの公式反作用が想定された逸脱者に対する人びとの知覚のみならず、逸脱者本人の自己知覚にも影響を及ぼす。この結果、彼の逸脱行動が固定されることになる。

(Alvarez 1968: 900)

これを見る限り、Alvarez は Becker が提出した分析枠組のうちレイベリングのミクロなプロセスにしか目を向けていない。逸脱経歴の進化に与えるレイベリングのインパクトを論じるのが「レイベリング論」とされてしまっている。ここには、レイベリングを逸脱の原初原因と解する危険性が潜んでいる。

Alvarez の「レイベリング論」批判の第1点は、Becker の逸脱定義へと向けられる。「甲の規範侵犯行為とそれに対する乙の反作用とを1つの定義

の中で結びつけるのは分析的目的には役立たない」。つまり「乙の反作用が甲を逸脱者とする過程そのものに研究関心があるとき、どうして甲の行為と乙の反作用とを同じ逸脱概念に含みうるのか」というわけである。

批判の第2点はその後の論争の展開にとっても重要なものとなった。「Becker の定義は、そこで前提とされている変数、つまり規範侵犯者の階層的地位を無視している」。レイベリング論は、「許容される自由の範囲 (逸脱しうる量) が人により異なることを仮定している」と Alvarez はみるのである。

レイベリング論者は、社会に一般的な規則など存在せず、異なる地位にある人は異なる規範に従っていると主張するかもしれない。しかし筆者 [Alvarez] はそうは思わない。社会にはいくつかの普遍的な価値が存在する。でなければ、意思の疎通が不可能な無政府状態になってしまうから。

(Alvarez 1968: 901)

Alvarez がこのようにいう時、彼のとる社会認識とレイベリング論者のとる多元的価値状況という認識との食い違いがはっきりする。筆者はこの価値あるいは社会の多元化対一元化のどちらの視点をとるかが、逸脱を社会的定義とみなすか規範侵犯とみなすかを決定すると考える。逸脱を社会的定義と考えるなら逸脱行動と反作用とは不可分なのであり同語反復だとはいってられない。エスノメソドロジーや葛藤論がレイベリング論に続いて台頭してきたのも、逸脱を規範侵犯とみなす把握の限界に気づいたからではなかったか (Liska 1981: 115-117)。Alvarez もこの点は認めている。

社会学者が、規範の創出や行使が集団内でどのように行われるかを無視してきたのは確かであり、Beckerがこの点を重視したという功績は認められる。

(Alvarez 1968: 901)

論文の後半では、Alvarezは前半で抽出した仮説を検証するために行った実験の結果を報告する。これは、ある集団内において逸脱者の公式のサンクションが、他の成員の彼に対する認知にどのような影響を及ぼすかを調べるものであった。ここでは「レイベリング論」の主張する（とAlvarezが考える）ように、否定的な公式サンクションがインフォーマルな反作用としての威信（esteem）の低下につながった。また肯定的サンクションが威信の増大につながるという「レイベリング論」の拡張版も支持された。注意を要するのは、これらの結果が見られたのは規範が曖昧な状況の時のみであり、行動が規範に明らかに背いている時は公式サンクションはあまり影響力をもたなかったということである（Alvarez 1968: 908-909）。つまり、規範の曖昧な状況で公式レイベリングが他者の逸脱に対する認知に重大な影響を及ぼすという「レイベリング論」が前提としている（と考えられる）関係は実証されたことになる。

しかし、はたしてこのように言い切ってしまうてよいのだろうか。確かにLemertやBeckerが問題としたのは規範の曖昧な多元的社会であり、実験結果はこれと一致する。しかしこれ以後、データに基づくレイベリング論反証の研究が多く行われることになった。本章3節で紹介した人びとの諸説から仮説を抽出して、数量データを用いて検証するというスタイルの批判である。なるほどScheffは一つの明確なモデルを提出している。だ

が後に明らかになるように、「レイベリング論者」と因果モデルを「レイベリング論」に見ようとする批判者との間には、問題関心、現状認識、科学観等の隔たりがあったのであり、性急な実証研究はこのギャップをみようとしなかったのである。

本章では、レイベリング論の初期の旗手と目された人たちと、批判を通じて「レイベリング論」を形成するのに手を貸した人びとの諸説をみてきた。表7のb期の前半までの状況がこれで明らかとなった。b期の後半からは章を改めて検討を続けることにしよう。

（以下、次号）

## 1章の注

- 1) 本論で「社会問題論」という場合、社会問題の社会学理論という意味で使われている。
- 2) 何が社会問題であるかを考える際に参考になるものとして、雑誌『*Social Problems*』に、創刊以来23年間（1953-75）に掲載された論文の内容等を分析した研究（Henslin & Roseti 1976）と「社会問題」の教科書で取り扱われている問題と世論調査（ギャラップ）で社会問題とされたものとの比較した研究（Lauer 1976）とがある。後者の研究によると、世論調査においてももっともよく言及されたもの上位3つが、戦争と平和、物価高とインフレ、失業を含む経済問題、であるのに対して、教科書における社会学者の取り扱いでは、これらは下位に位置している。そこでの上位は、犯罪と非行、結婚と家族、移民を含む人口問題、である。

次に手許にある「逸脱行動」の教科書で章を立てて扱われているのを見ると、犯罪行動、麻薬使用と中毒・酩酊とアルコール中毒、逸脱的異性愛、同性愛の逸脱、精神異常、自殺、身体障害（Clinard & Meier 1979）、麻薬使用、飲酒とアル

- コール中毒, 売春, 同性愛, 暴力行動, 財産犯罪 (Goode 1978), 殺人, 強姦, 強盗, 売春, 同性愛, 精神異常, 夫婦交換, 不法麻薬使用, アルコール中毒, 利得的逸脱行動 (Thio 1978) である。
- 3) Liskaは, 逸脱行動の定義には, 規範侵犯 (norm violation) と, 社会による定義 (societal definition) の2つがあるという (Liska 1981: 1-7)。
  - 4) 筆者は, 卒業論文において文化学習理論, アノミー論, レイベリング論を概観し, マクロレベル ↔ ミクロレベル, 原因・結果重視 ↔ 相互作用重視という2軸でこれらを分類しようと試みたが, あまりきれいには説明できなかった。なお, 南 (1981) は, この卒業論文の要約である。
  - 5) Rubington & Weinberg (1981a) の初版は, 1968年に出版されている。
  - 6) このような指摘は当時一般的となっていたのかもしれないが, 社会病理学者の農村志向・改革志向を彼らの出自, あるいは社会改革運動への関与の経験から説明したものに有名なミルズの論文がある (Mills 1943)。
  - 7) シカゴ大学創立時の状況は, 宝月 (1979: 109) が簡単に紹介している。
  - 8) Hinkle & Hinkle (1954: 4) が言及している惨状には次のものがある。貧窮, 救恤, 科学的博愛, 私的・公的救済, 失業, 渡り労働者, 子ども労働者, 女性労働者, 労働運動, 依存的な子ども, 狂気, 病气, 犯罪, 非行, 家庭の不安定, 節酒, 移民, 人種関係。
  - 9) 雑誌としては, 『*American Sociological Review*』が1936年, 『*Sociometry*』が1938年, 『*Social Problems*』が1953年に創刊された。地域機関は, 太平洋社会学会が1930年, 東部社会学会1935年, 南部社会学会1936年, ミシガン中西部社会学会と南西部社会学会が1937年に創設された。専門別機関としては, 人口学会1932年, 農村社会学会1937年, 家族関係国民会議1938年, アメリカカトリック社会学会1938年とそれぞれ創設された (Hinkle & Hinkle 1954: 45-46)。
  - 10) 『*The American Soldier*』は, *Studies in Social Psychology in World War II* シリーズ全4巻のうちの2巻を占めている。第1巻「Adjustments during Army Life」の著者は, S. A. Stouffer, E. A. Suchman, L. C. DeVinney, S. A. Star, R. M. Williams, Jr., であり, 第2巻「Combat and Its Aftermath」の著者は, S. A. Stouffer, A. A. Lumsdaine, M. H. Lumsdaine, R. M. Williams, Jr., M. B. Smith, I. L. Janis, S. A. Star, L. S. Cottrell, Jr. である。
  - 11) 何をもって社会運動の終結とするかは大変むずかしいことだが, 高橋は1970年10月31日の「全国平和行進デー」への参加者が前年秋および当年春に比べ大幅に落ちこんだことにその一端を見出している (高橋 1973b: 46-47)。
  - 12) Greenは, 社会問題を論じることを可能にした要因として, 平等主義, 性善説, 人道主義, 社会条件が変革可能であるという考え, の4つを考える (Green 1975: 31-38)。
  - 13) 本論では, 「理論」と「パースペクティブ」とを基本的には区別して使うつもりだが, 社会病理パースペクティブを採る研究者という意味で「社会病理学者」と呼ぶ。「解体論者」, 「価値葛藤論者」等同様である。
  - 14) 新社会病理パースペクティブの例として, Rubington & Weinbergは, 以下の文献に言及している (1981b: 19-53): Rosenberg, Bernard, Gerver, Israel, & Nowton, William F. *Mass Society in Crisis: Social Problems and Social Pathology*. 2nd.ed. (New York: Macmillan, 1971). Platt, Anthony M. *The Child Savers: The Invention of Delinquency*. (Univ. of Chicago Press, 1969). Kavolis, Vytantas. *Comparative Perspectives on Social Problems* (Little, Brown and Compnay, 1969). Slater, Philip. *The Pursuit of Loneliness*. (Beacon Press, 1970)。
  - 15) 新旧社会病理パースペクティブの間の差異は, 古くからある生得説と環境説との対立の社会問題論版といえよう。また両者の対立から, 能動的な

人間像と受動的な人間像という個人と社会との関係を分類する大きな軸を抽出することも可能である。

- 16) 参照されているのは, Charles Horton Cooley, *Human Nature and the Social Order*, 1902 と *Organization: A Study of the Larger Mind*, 1909 (共にNew York: Charles Scriber's Sons刊) の2冊である (Rubington & Weinberg 1982b: 57-58).
- 17) この研究が事例研究の嚆矢であり, 統計的手法との間に主観-客観主義論争を巻き起こしたことは, 2節ですでに Hinkle & Hinkle の指摘を紹介した。
- 18) 参照されているのは, William F. Ogburn, *Social Change with Respect to Culture and Original Nature* (New York: B. W. Huebsch, 1922) である (Rubington & Weinberg 1981b: 58-59).
- 19) 「conflict」を社会学では「闘争」あるいは「コンフリクト」と訳するのが普通のようなのであるが (大村 1978: 85), 「価値闘争」という言葉の響きが強く潜在的な対立状態までも想起しにくい。「価値コンフリクト」と片仮名にするのも長くなるので, 本論では基本的に「葛藤」と訳すことにするが, 広義にいう闘争, コンフリクトと同義である。
- 20) 他に名前があがっているのは, Ludwig Gumplowicz, Friedrich Engels, Gustav Ratzenhofer である (Rubington & Weinberg 1981b: 87)。
- 21) Fuller & Myers (1941b) へのコメントで, Bossard (1941) は社会問題の自然史を研究するアプローチに賛意を表したあと, 彼自身の考える12段階モデルを提示している。
- 22) Fuller は, 経済恐慌の中で, 衰えていた社会問題への学生たちの関心が, 再びたかまったと述べている (1938: 416)。
- 23) Fuller の当初の関心は, 社会問題を学生にどのように教えるべきかにあった。社会学理論, とりわけ当時主流だった社会解体パースペクティブが, 実際の社会問題へと応用した時にあまりその解決に寄与しないという応用社会学的関心から分

析を開始している。

本論が依拠している Rubington & Weinberg (1981b: 89) は, 「サービス講座」という語を Fuller (1938) から引用したとしているが, 筆者の調べたところ Fuller (1937) が正しい。

- 24) Rubington & Weinberg は Myrdal (1944) を例示している。
- 25) Simmel の闘争論を命題化する作業を行った Coser は, 闘争は社会や集団の一体性を保ち境界を明示するのに役立つと述べている (Coser 1956 = 1978: 37)。同様のことを逸脱の機能として Kai T. Erikson が指摘しているが, これについては2章の3-3で述べる。
- 26) 社会病理・社会解体パースペクティブの歴史を述べる際にも, Rubington & Weinberg は教科書の役割について言及してきたが, 筆者がそこで引用されている教科書を手にとってみる機会がなかったのであえて紹介しなかった。(ただし, Mabel Elliott & Francis Merrill, *Social Disorganization* (New York: Harper, 1931).) もちろん筆者は, Kuhn (1970 = 1971: 91) やそれを受けての佐和 (1982) の議論で強調されている, 科学の「進歩」に果たす教科書の役割を無視するものではなく, レイベリング論の考察においては特に注目する。
- 27) ハーバード大学の当時の状況, Parsons の貢献, 理論志向を支えた要因等は, Gouldner が論じている (1970 = 1975: 230-238)。
- 28) シカゴ大学の創立から, Thomas, Park, Mead の相互過程論までの概説は宝月 (1979: 105-142) に詳しい。
- 29) アメリカでは, John A. Spaulding & George Simpson の訳で1951年 The Free Press から出版されている (Rubington & Weinberg 1981b: 131)。
- 30) 本論では, アノミー論はレイベリング論登場の背景を描くために述べているので, Rubington & Weinberg のまとめに従ってその素描にとどめた。わが国でも Durkheim の自殺論の解説が多くあり, アノミー概念の検討はよく行われている。なかで

も大村（1979）は、Durkheimのアノミー概念の深い分析をしている。

- 31) Rubington & Weinberg (1981b: 133) は、「1940年から1944年まで10の実証研究」と記述しているが、その典拠であるMerton (1964: 216) を見ると、1940-44年に2、1945-49年に1、1950-54年に7、1955-59年に25、1960-64年に39と実証研究数を挙げており、正しくは「1940年から1954年までで10」である。

Merton (1964) は、逸脱行動におけるアノミー論の現状（1964年当時）を再吟味するものだが、この論文が収録されている書物の巻末に、Durkheim以降のアノミー論の文献を実証志向と理論志向のものに分けて整理したものが掲載されており（Cole & Zuckerman 1964）、逸脱研究におけるアノミー論概観には大変便利である。これを参照すると、Mertonのアノミー論が数多くの研究を誘発してきたことがみてとれる。

Mertonのアノミー論の時代背景をDurkheimのそれと比較考察したものに大村（1972）がある。またMertonのアノミー論を、K. Horneyのアメリカ文明批判とともに、アメリカ競争社会の人間の状況を問題としているものと理解した村上（1978）は、「アノミー論の隆盛は自由主義的改革運動と軌を一にしていた」と結論している。

- 32) 原典は、Sutherland & Cressey 1955である。  
 33) 大村は、前者を説明するのが「押し出し」(push) 要因、後者を「吸引する」(pull) 要因と分類する（大村：宝月 1979: 208）。  
 34) Thio (1978: 28-35) は、Merton, Cohen, そして、Cloward & Ohlinの理論をアノミー論として紹介し、それぞれ「目標と手段のギャップ」論、「地位フラストレーション」論、「分化的非合法的機会」論と呼んだ。

アノミー論と分化的接触論の統合はその後もCohenによって追求されている（Cohen 1965; 1966=1968）。また大村も、逸脱行動論を、(1) 統制理論、(2) 緊張理論、(3) 文化学習理論、に大きく三分するTravis Hirschiの分類に従って、

アノミー論という緊張論の系譜と、分化的接触論という文化学習理論の検討を行っている（大村：宝月 1979: 189-236）。

- 35) 注2) でも触れたように、Liskaは、逸脱行動を、(1) 規範侵襲と(2) 社会的定義、とする2群のパースペクティブを論じている。前者に該当するのが、(a) 構造-機能パースペクティブ、(b) シカゴ・パースペクティブ、(c) 社会統制・抑止パースペクティブ、の3つであり、後者には、(d) レイベリング・パースペクティブ、(e) エスノメソドロジー・パースペクティブ、(f) 葛藤パースペクティブ、の3つが該当する。このうち、(a) がアノミー論、(b) が分化的接触論にほぼ相当する。(c)・(e)・(f) の3つのパースペクティブは、レイベリング論に触発された面が大きく、レイベリング論との関連で2章以後言及される。  
 36) Rubington & Weinberg (1981b: 236) の原表は、第4期を1954年以降現在までと広くとっているが、本論ではこれを3期に分割したので、ここでの年代は、1964年までとしている。

## 2章の注

- 37) 何を、あるいは誰の主張をレイベリング論とするかについて一致した見解はなく、吉岡（1981; 1982a; 1982b; 1982c）は、これを定めるために、膨大な文献を要約することから議論を開始している。同様の不満は、藤本（1978b: 88-89）、横山（1978: 121）、さらにアメリカにおいてもSchur（1969: 316）、Conover（1976: 232）において表明されている。

「レイベリング論 (labeling theory)」という言葉もいろいろとコメントを要する。「label [leibel]」は仮名表記では「レイベル」となると思われるが、「ラベル」が日本語として定着しているため、「labeling」を「ラベリング」と訳す文献も多い（『Outsiders』の村上による邦訳、藤本（1978b）、横山（1978）、吉岡（1980））。しかし筆者は英音に忠実に「レイベリング」としたい。名詞として

の「label」は、ラベル、レッテルとされ、動詞「label」は、ラベル付け、ラベル貼り、ラベル賦(付)与、レッテル付け、レッテル貼り等と訳されているが、本論では前者の意味では「ラベル」、後者の意味では「レイベリング」を用いることにする。また「theory」についてもその取り扱いがむづかしいのだが、パースペクティブとはほぼ同義で、「論」をあてる。

- 38) 本論でレイベリング論「現象」というときの現象とは、「自然現象」と使われる場合のように、「観察されるすべての事実」という意味合いで用いられている。
- 39) 筆者は、Tannenbaum (1938) を直接参照しえなかったもので、以下、藤本 (1978a; 1978b)、吉岡 (1982a) に依拠してその内容を紹介していく。藤本 (1978a) は『犯罪学講義』という教科書であり、藤本 (1978b) は雑誌論文だが、Tannenbaum の内容についての記述は両者ほぼ同じである。吉岡 (1982a) は、雑誌掲載中の論文であり、レイベリング論のかなり詳しい検討を行っている。その目次は、1はじめに、2ラベリング論とは何か、3ラベリング論の諸相、4ラベリング論と犯罪学、5おわりに、となっており、「2ラベリング論とは何か」で一般にレイベリング論者とみなされている人びとの文献とこれらへの批判を詳しく紹介している。現在発表されているのは、「2ラベリング論とは何か」までの部分であり、吉岡によるまとまったコメントはまだ行われていない。Tannenbaum (1938) については、「Becker が逸脱の定義について、単に『規則に対する違反』とすることを批判し、『人びとのラベリング』を持ち出す箇所を注記するにふさわしいかには疑問がある」と述べている (吉岡 1982a: 5)。
- 40) 「the dramatization of evil」を藤本は、「悪の脚色」としているが、本論は大村に従って「悪の劇性化」とした。
- 41) 吉岡一男は京都大学法学部教授で、監獄や刑罰累化についての論文を多く発表し、最近是非犯罪化に興味を示しているようである (吉岡 1980の

著者経歴より)。法律の専門家としては珍しく、レイベリング論を熱心に取り上げている。

吉岡も Tannenbaum がレイベリング論の祖とされているのは知っており (吉岡 1981: 3-4)、だからこそ検討の題材としているのであろう。彼がレイベリング論そのものをどう捕らえているか未だ明示されていないのが残念である。

- 42) つなぎの言葉まで引用したのは、このようなレイベリング論の見方、つまりレイベリング論を Lemert が最初に理論構築したという見解が、最近怪しくなってきたからである。Lemert 自身、自己をレイベリング論者と規定したことなどなく、また当初、この著書が一般的でなかったこともあり、レイベリング論の中核をなすと考えられる Becker や Kitsuse も表敬的に引用しているにすぎない (Rains 1975: 1-2)。本論は、そのような「レイベリング論」の変遷を考察することが目的なので、通説として藤本の文句を取り入れた。

Lemert の著書の題は、『社会病理学 (*Social Pathology*)』となっているが、彼の主張が本論 1 章にいう社会病理パースペクティブと異なることは、以下の記述から明らかである。

- 43) 6つの基準とは以下である。(1) 研究対象である社会病理 (sociopathic) 行動は、その境界が厳密に定められねばならない。(2) 対象領域の体系的概念は、ある限られた数の命題 (postulate) から導出されるべきである。(3) 概念体系は、内的に一貫しているのみならず、人間行動の一般理論の中心部とも調和してはならない。(4) 概念は必要かつ十分でなくてはならない。すなわち、「社会病理」と分類される事実の大部分を説明しなくてはならない。(5) 仮説は公理から論理的に引き出されねばならない。(6) 概念は、研究される現象をアナロジーを使用せずに説明するに十分なほど詳細なものでなくてはならない (Lemert 1951: 17)。
- 44) 「deviance」と「deviant behavior」が、一般に「逸脱」と「逸脱行動」に対応しているのだが、Lemert は一貫して「deviation」という言葉を用

いている。

- 45) 「社会的反作用」の原語は「societal reaction」である。Lemertは、第3章を「The Societal Reaction」と題して章すべて社会的反作用の考察にあてているが、「societal」が特に何を意味するかは明らかにしていない。大村は、筆者との個人的な会話で「全体社会」という意味での「society」の形容詞形で、「communal」, 「associational」に対応するものではないかと示唆した(1983年9月9日)。レイバリング論を検討していくうえで「societal」と「social」の異同を明確にすることが必要であろう。

「societal」という時に、社会の全体あるいは一部を行為主体とするというニュアンスが強くなると解し、筆者は、「社会による反作用」と「societal reaction」を解釈している。しかし、「social reaction」も同義で頻繁に用いられているので、本論はこれらを区別せず、「社会的反作用」と統一使用する。

- 46) 以上に紹介してきた理論的枠組を用いて、第2部でLemertは各逸脱形態を考察する。第5章盲目と盲人、第6章言語障害と言語障害者、第7章急進主義(radicalism)と急進主義者、第8章売春と売春婦、第9章犯罪と犯罪者、第10章酩酊とアルコール中毒者、第11章精神障害、がその目次である。
- 47) その章構成は、第1章アウトサイダー、第2章逸脱の種類: 継時的モデル、第3章マリファナ使用者への道 [1953]、第4章マリファナ使用と社会統制 [1953]、第5章逸脱集団の文化: ダンスミュージシャン [1951]、第6章逸脱的職業集団における経歴: ダンスミュージシャン [1955]、第7章規則とその執行、第8章道徳事業家、第9章逸脱と研究: 問題と共感 (Becker 1963 = 1978, []内は初出年代、表6参照) となっている。なお1973年に出た第2版では第10章レイバリング論再考、が新たに付け加えられている。邦訳は初版をもとにしており、第10章は訳出されていない。かわりに訳者村上の「ラバリング論への招待」

(一部の変更はあるものの村上(1979)とほぼ同一のもの)が収録されている。

- 48) ここで原著者Beckerによる注があり「かかる見解を初めて表明した最も重要な書物」として、Tannenbaum (1938), Lemert (1951) を列挙している。また「私と同様の立場を表明した最近の論文」として次項でみるKitsuse (1962) に言及している。BeckerがここでTannenbaumを引用したことについて吉岡は批判的だったが、Lemertの引用についても批判的である。
- 49) これは、〈統制弛緩→逸脱〉と図式化できるとして「マイナス統制説」と大村は呼ぶ。対してレイバリング論は〈統制強化→逸脱〉となり、「プラス統制説」と呼ばれる(大村: 宝月 1979: 22, 24)。
- 50) Beckerは、執行(enforcement)を2つの意味に用いている。1つは、規則の制定まで含めた広い意味であり、もう1つは制定された規則を具体的に執行者(例えば警察官)が適用するという意味である。
- 51) Kitsuseが依拠しているのは、Garfinkel (1956) である。
- 52) 例として以下の4パターンをKitsuseは列挙している。(i) 明からさまな非難と相互作用からの即時の撤退、(ii) 明からさまな非難と漸次の撤退、(iii) 明からさまでない非難と部分的撤退、(iv) 非難せず関係継続。
- 53) 著者の一人Aaron V. Cicourelは、翌年の1964年に『*Method and Measurement in Sociology*』を発表した。監訳者下田によると、Cicourelは、「現代アメリカ理論社会学の一翼を担うエスノメソドロジーを代表する理論家」であり、「社会学的研究においては日常生活者の言語と意味の不変的特性の解明が重要だということをいちやく打ち出し、その方向へと社会学をリードしていった先駆者」である。また同書の特徴として下田は、「社会学の日常的な社会調査において、ごく普通の、あたりまえのこととして行われているデータの集め方や操作的手続きについて深い反省を呼び



かけている点]、「研究者自身の社会学言語のなかに人々の日常言語を無理におし込めるといふ、研究者の専断的測定 (measurement by fiat) の危険性を避けるために研究者が問題としなければならない研究の焦点は何であるべきかという問題」を追及している点、の2点を挙げている (Cicourel 1964 = 1981: 316-318. 「監訳者あとがき: 下田直春」より)。

- 54) Coser (1962) は、逸脱者の受容—排除が、それぞれ集団の強化—衰弱となる4類型を考える。ここで Dentler & Erikson が考察しているのは、(ii) 逸脱者が集団から受容され、これによって集団が強化される場合である。なぜなら、クエーカー教徒は寛容に大きな価値を置くので逸脱者の受容が集団の価値体系と一致し、軍隊の場合、逸脱者の受容が軍の権威に対する反抗のシンボルとしてこれも集団の価値体系と一致するからである。

(i) 逸脱者が拒絶され集団が強化される場合として Coser は、Erikson と同じく、規則の明確化、書き直し機能をあげる。(iii) 逸脱者が拒絶され集団が弱まる例としては、逸脱者を寛容する能力に欠け分裂を繰り返す、トロツキストや宗教集団が例示される。

- 55) 『Wayward Puritans』には仮説が3つある。本文で述べたのが第2仮説である。第1仮説は、「各コミュニティは、そこで重視される価値の優先順位に対応した特有の逸脱行動の形態をもつ」(p. 19) で、第3仮説は、「各社会は、逸脱地位を誰に割り当てるかということと逸脱を社会内のどこに位置づけるかということに関して独自のパターンを有する」(p. 27) となっている。Erikson は、これらを17世紀のピューリタン社会を題材に検証し、仮説を支持する結果を得ている。
- 56) 3つの犯罪の波とは、1630年代の道徳廃棄論者 (antinomian)、1650年代のクエーカー教徒、1690年代の魔女、の出現である。これらは、ピューリタンの教義や当時の一般の人びとの意識からすると、「犯罪」とみなされる行為であった。

- 57) 本引用は宝月による訳によった (大村: 宝月 1979: 299)。

- 58) 以下にその目次と初出一覧 (巻号. すべて『Social Problems』誌) を掲げる。\*を付けたのが、初編集の9巻2号掲載論文。

Howard S. Becker, Introduction.

**Part One. DEVIANCE AND ITS PLACE IN SOCIETY**

Kai T. Erikson, Notes on the Sociology of Deviance, 9巻4号.

Everett C. Hughes, Good People and Dirty Work, 10巻1号.

Lewis Anthony Dexter, On the Politics and Sociology of Stupidity in our Society, 9巻3号.

George J. McCall, Symbiosis: The Case of Hoodoo and the Numbers Racket, 10巻4号.

Edwin M. Schur, Drug Addiction under British Policy, 9巻2号.\*

**Part Two. DEVIANCE AND THE RESPONSE OF OTHERS**

John I. Kitsuse, Societal Reaction to Deviant Behavior: Problems of Theory and Method, 9巻3号.

Richard D. Schwartz and Jerome H. Skolnick, Two Studies of Legal Stigma, 10巻2号.

Fred Davis, Deviance Disavowal: The Management of Strained Interaction by the Visibly Handicapped, 9巻2号.\*

Harold Sampson, et.al, The Mental Hospital and Marital Family Ties, 9巻2号.\*

Marsh U. Ray, The Cycle of Abstinence and Relapse among Heroin Addicts, 9巻2号.\*

**Part Three. ORGANIZED DEVIANCE AND DEVIANT ROLES**

Albert J. Reiss, Jr., The Social Integration of Queers and Peers, 9巻2号.\*

Edwin M. Lemert, The Behavior of the Systematic Check Forger, 6巻2号.

John Irwin and Donald R. Cressey, *Thieves, Convicts, and the Inmate Culture*, 10巻2号.

Irving Kenneth Zola, *Observations on Gambling in a Lower-Class Setting*, 10巻4号.

Charles Winick, *Physician Narcotic Addicts*, 9巻2号.\*

Harold Finestone, *Cats, Kicks, and Color*, 5巻1号.

59) 同書執筆の時点では(1966年)、「labeling theory」という呼称は確立されておらず、Scheffは、「社会的諸過程を強調しながらも、個人的側面を全面的には無視することのない接近法」と呼び、その代表者として、社会学者のLemert, Erikson, さらにErving Goffman, 精神医学者ではThomas S. Szasz (『*The Myth of Mental Illness*』1961) やR. D. Laing, A. Estersonの名前を挙げている。

60) とはいうものの、個人システムモデルと社会システムモデルの区別はScheff (1966) においては明らかになっていない。本論でも「社会学的説明」という曖昧な説明しかなしえていない。しかし、「レイベリング論」評価が分かれた裏には、この区別の曖昧さがあると思われ、今後検討していく必要がある。

61) Maruyamaの主張やサイバネティクスについては、5章6節で詳しく紹介する。

62) 「conception」を吉岡 (1982b) は、「構想」と訳している。個々の概念 (concept) とは少しニュアンスが異なり、「問題 (現象) の捉え方」という意味合いが強い。「概念化」、「概念体系」との訳も考えたが、本論では上記の含みをもたせた「概念」とした。

63) Borduaは、これらの用語をとっかえひっかえ使用しているが、本節では「レイベリング論」に統一してある。また彼は、Lemertを社会的反作用重視の始まりに位置づけているが、Becker, Kitsuse, Erikson, Scheffとは一線を画した扱いをしている。

64) 荻野 (1980) が、「分裂病の病因に文化が介入

している」と主張し、「トランス文化精神医学」の必要性を訴える (荻野 1981, 1971) のを聞くと、Scheffのいう社会システムモデルを精神病において一概に否定しきれないのは明らかであろう。

65) Akersは、呼称として["new" labelling conception], 「labelling perspective」, 「labelling approach」, 「labelling school of deviance」を用い、Becker (1963), Erikson (1962) を「labelling theorist」と呼んでいる。

66) 注 (37) 参照。

Alvarezは、「"labeling" school」, 「"labelist" perspective」, 「"labelists"」, 「"labeling" writer」, 「"labeling school" theorists」という語を用いている (引用符もAlvarez)。取り上げられているのは、Becker (1963), Dentler & Erikson (1959), Erikson (1962; 1966), Lemert (1964) である。